

狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事

【建 築 図】		【電気設備図】		【機械設備図】	
A-00	図面リスト	E-01	電気設備特記仕様書(1)	M-01	機械設備工事特記仕様書
A-01	解体特記仕様書(解体その1)	E-02	電気設備特記仕様書(2)	M-02	案内図、配置図
A-02	解体特記仕様書(解体その2)	E-03	案内図、配置図、立面図	M-03	凡例、器具表、機器表
A-03	建物概要、外部内部仕上表	E-04	既設分電盤結線図	M-04	(給排水・ガス設備)1・2階平面詳細図
A-04	案内図、配置図	E-05	電気設備 1・2階平面図	M-05	(空調・換気設備)2階平面詳細図
A-05	平面図、立面図、矩計図、各部詳細図	E-06	弱電設備 1・2階平面図		
A-06	1階平面詳細図、展開図				
A-07	2階平面詳細図、展開図				
A-08	天井伏図、建具表				
A-09	伏図、軸組図、基礎・断面リスト				
A-10	各部構造詳細図				
A-11	ホース乾燥塔立面図・基礎伏図・詳細図・山留め図				
A-12	解体後外構配置図、断面図、詳細図				
A-13	備品処分表				
A-14	総合仮設計画図				

工事名

狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

狭山市大字青柳475番地

用途地域

市街化調整区域

敷地面積

3904㎡

(氷川神社含む)

2. 工事範囲

・車庫棟の解体撤去
・ホース乾燥塔の解体撤去
・上記解体撤去後の埋戻し整地舗装
・上記解体撤去にあたり舗装・塀の復旧

3. 工期

契約日から令和7年3月21日まで

II 解体工事仕様

(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」による。

(2) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●印のついたものを適用する。
●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
●印と●印の付いた場合は、共に適用する。
●印と※の場合は、○のみを適用する。

3) 特記事項に記載の〔 〕内に表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。
4) 特記事項に記載の〔 〕内に表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。
5) 特記事項に記載の〔 〕内に表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。
6) 特記事項に記載の〔 〕内に表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。
7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章

項目

特記事項

1 一般共通事項

① 適用基準等

○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
○埼玉県建築工事に伴う災害、公害、及び事故防止対策要領
○建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会)
○建設副産物適正処理推進要綱
○建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
○埼玉県建築工事実務要覧
・地盤変動影響調査算定要領

② 官公署その他への届出手続き等

再資源化等完了の報告と記録
※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。

その他の届出手続等
※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を滞滞なく行う。

③ 条件明示事項

保険の種類
※法定外の労災保険(工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの)
※建設工事保険等(工事目的物及び工事材料等を対象とするもの)
・請負業者賠償責任保険等
保険の期間 ※契約工期の末日までの期間

④ 工事実績情報の登録

⑤ 工事の記録

埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用
※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)
・対象外
注 工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。
注 電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。

⑥ 施工管理

※現場代理人を現場に配置し、現場の運営、取締りを行う。

7 電気保安技術者

適用する

⑧ 施工条件

施工時間
※行政機関の休日に関する法律(第91号)に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
以下の期間を除いた現場所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。
年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間指定期間()
下記以外は監督員と協議する。
○建設発生土仮置場 (※図示 ○設けない)

⑨ 環境保全等

建設機械
※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。

⑩ 引き渡しを要するもの

引き渡しを要するもの

名 称	仕様等	備 考
建築	市章	

○工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。
○工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。

⑪ 近隣に対する周知

調査範囲及び調査方法 ※図示による ()
適用する ()とび作業 ()
⑫ 施工数量調査

13 技能士

⑭ 完成図等

完成図(製本) ※二つ折り(A2版)製本、1部
完成図(電子化媒体) ※CD-R 2部
(埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による)
CADデータの形式 ※JWW、PDF
ver1については監督員と協議する。

⑮ 完成写真

埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用
※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)
・対象外
写真アルバムへの提出 ○行う(1部) ※行わない

⑯ 施設CADデータの更新

17 現場管理

⑰ 施工計画書の提出

⑱ 建築物除却届の提出

20 再資源化等

21 再資源化等完了の報告と記録

⑳ 廃棄物の処理

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。
※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。

㉑ 環境・安全対策

※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。
※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。
※工事施工中、近隣(近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等)に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。

24 振動、騒音測定

※行う・振動測定のみ行う
工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。 箇所
工事中の内容や状況に応じて測定を行う。 箇所
仕様については監督員と協議の上決定すること。
近隣住民への表示 ※大型表示板で測定期間中表示 行わない

㉕ 隣接建物等調査(別発注)

※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち合いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。
※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を2部提出すること。

26 施工に注意を要する区域等

27 関係法令等の遵守

28 標識の提示

㉖ 既存樹木の保存

30 下請業者の選定

31 下請業者の指導

㉗ その他

2 仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策

騒音・粉じん等の対策
※防音パネル ○防音シート
設置範囲及び高さ
※図示
※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。

② 足場その他

足場を設ける場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
堅落制止用器具の使用は、「堅落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省H30.6.22)による。
○フルハーネス型堅落制止用器具を用いる。
※図示
図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。

③ 仮囲い等

④ 工事概要案内板

設置する

5 監督員事務所等

・設置する ※設置しない(下記備品のみに用意する)
規模 ・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設(㎡程度)
備品(名分相当) ・机 ・書棚 ・黒板 ・掛時計 ・寒暖計 ・扇乾 ・両合羽
・保護帽 ・懐中電灯 ・堅落制止用器具 ・軍手 ・衣類ロッカー
・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機
・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター

⑥ 仮設物

仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。

⑦ 山留めの撤去

山留めの存置 ○あり(図示) ※なし
鋼矢板等の抜き跡の処理 ※図示

⑧ 工事用水

⑨ 工事用電力

⑩ 火元責任者

⑪ 交通誘導員

12 快速トイレ

⑬ その他

3 解体施工

1 浄化槽・排水槽等

汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置
・行う ・行わない

2 杭の解体

杭の解体工法
・引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設撤入 図示)
破砕工法
杭抜き跡の充填
充填材料 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク
配合計画 ※監督員との協議による
杭位置の測量
・行う(測量する杭 ・全て 図示 ・監督員との協議による)
※行わない

③ 屋外設備等

電柱の撤去 ・行う(※図示) ・行わない
外灯の撤去 ・行う(※図示) ・行わない
フェンス等工作物の撤去 ○行う(※図示) ・行わない

④ 樹木等

樹木の伐採伐根及び移植
※図示

⑤ 地下埋設物・埋設配管

※図示
埋設管の処理
○地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。
プラグ止等の措置をする ・全て撤去する
○管公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。

6 設備機器等

解体事前処理(油類タンク)
・機械設備箇による。
・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。
必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。
・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。

解体事前処理(冷媒)
・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。

図 面 番 号	記 号

・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。

図 面 番 号	記 号

⑦ 解体後の整地

解体後の埋戻し及び盛土
○行う
整地高さ
・現状G.L. ○図示
埋戻し及び盛土の材料
○山砂の類 ・現場の建設発生土の中の良質土 ○再生コンクリート砂
埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。
・行わない

表面の砂利敷き
※行わない
○行う(○砂利敷き B種)

する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に入進できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。)

8 解体後の柵の設置

9 解体工事全般

○工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。
○コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大方にて運搬し、処理施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。
○作業にあたり騒音振動の発生を極力おさる方法をとる。
建設発生土について
○場内敷出し
・他現場へ搬出()

4 建設廃棄物の処理

① 一般事項

※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用[促進]計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(O O B R I S)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。
また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。
(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1) 1,000㎡以上の土砂を搬入する工事
(2) 500 t以上の砕石を搬入する工事
(3) 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
(4) 最終工事請負金額が100万円以上の工事
(計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)
(b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)
(1) 1,000㎡以上の建設発生土を搬入する工事
(2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬入する工事
(3) 最終工事請負金額が100万円以上の工事
(計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)

② 再資源化等(再資源化及び縮減)

建設廃棄物の種類	備考
○コンクリート	
○コンクリート及び鉄から成る建設資材	
○木材	
○アスファルトコンクリート	
○金属類	
・建設泥土	
・小形二次電池	
○蛍光灯ランプ及びH I Dランプ	
○硬化強化ビニル管及び継手	
○ガラス	
・木材(縮減)	

中間処理施設又は再資源化施設の別
○監督員と協議

3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物

④ 産業廃棄物広域認定制度の活用

⑤ 最終処分

⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物

⑦ 舗装版切断時に発生する濁水の処理

5 特別管理産業廃棄物の処理

1 施工調査

2 分析調査

※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。
(1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造元、型式、種類、数量等を調査する。
(2)特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
(3)調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。

分析調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類

採取する部位・箇所数

備 考

・PCB含有シーリング分析調査
部 位 ・図示
箇所数： 箇所
分析調査(第一次判定)

・PCB含有シーリング分析調査(第二次判定)
箇所数： 箇所
部 位 ・図示
箇所数： 箇所
・ 部 位 ・図示
箇所数： 箇所

・PCB含有シーリング分析調査
・監督員と協議

・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査

・絶縁体のPCB含有量の分析調査
「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。

・ダイオキシン類のサンプリング調査
「産業物廃棄物施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付発第401号)」により行う。

設計年月日

2024. 08

工事名

狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事

図面番号

A - 01

図面名

解体特記仕様書(解体その1)

縮 尺

一級建築士事務所

高 橋 設 計

一級建築士 第124805号 高橋卓司

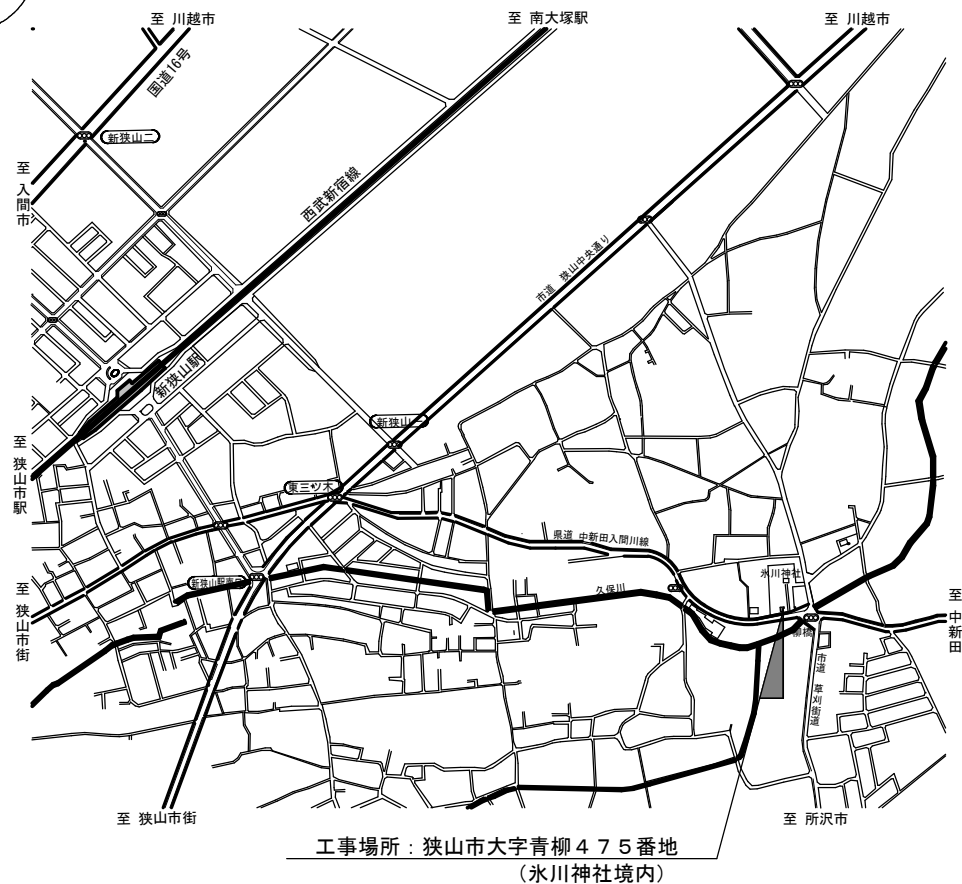
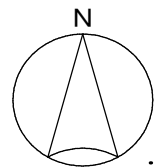
埼玉県狭山市堀巻764-4

[illegible]

建 物 概 要	
構 造	軽量鉄骨造 2階建
建築面積	40.250㎡
延 面 積	72.500㎡
1階床面積	40.250㎡
2階床面積	32.250㎡

外 部 仕 上 表	
部 位	仕 上
屋 根	長尺カラー鉄板瓦葺き #28 / 下地アスファルトルーフィング(22kg), 木毛セメント板(15mm)
樋	塩ビ 軒樋 105φ 竖樋 60φ (受金物@1,200)
外 壁	モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付 (下地ラスシート)
巾 木	モルタル金鍍仕上げ H=250
階 段	軽量鉄骨階段 防錆処理の上0.P2回塗り 屋根波形カラー鉄板葺き#30
特 記	アスベスト定性分析の結果、外壁仕上材下地・屋根材木毛板・アスファルトルーフィングにはアスベストは存在していません。

内 部 仕 上 表						
室 名	床	巾 木	壁	天 井	廻縁	備 考
車 庫	モルタル金鍍 目地切仕上げ (モルタル@30)	モルタル金鍍 H=200	フレキシブルボード厚4※ V.P (木下地)1部P.B@12※ 捨貼	フレキシブルボード目透かし貼※ V.P (LGS下地)	目透し	木棚 洋服掛けハンガー
便 所	防水モルタル金鍍仕上げ	モルタル金鍍 H=200	同上	同上	目透し	便器 隅付手洗器
休 憩 室	モルタル金鍍 目地切仕上げ	モルタル金鍍 H=150	同上	ブラスターボード@9※ 目透かし貼E.P	木製30×40	洋服掛ハンガー 木棚
会 議 室	カラクリート目地切仕上げ (モルタル@40.デッキプレート)	ラワンOS H=100	プリント合板@4.5 (木下地)	同上	木製30×40	眼鏡石
湯 沸 室	同上	同上	フレキシブルボード@4※	フレキシブルボード目透かし貼※ V.P	目透し	換気扇 流し台 吊戸棚 ガスコンロ
倉 庫	同上	同上	同上	同上	目透し	木棚
特 記	※付はアスベスト含有建材					



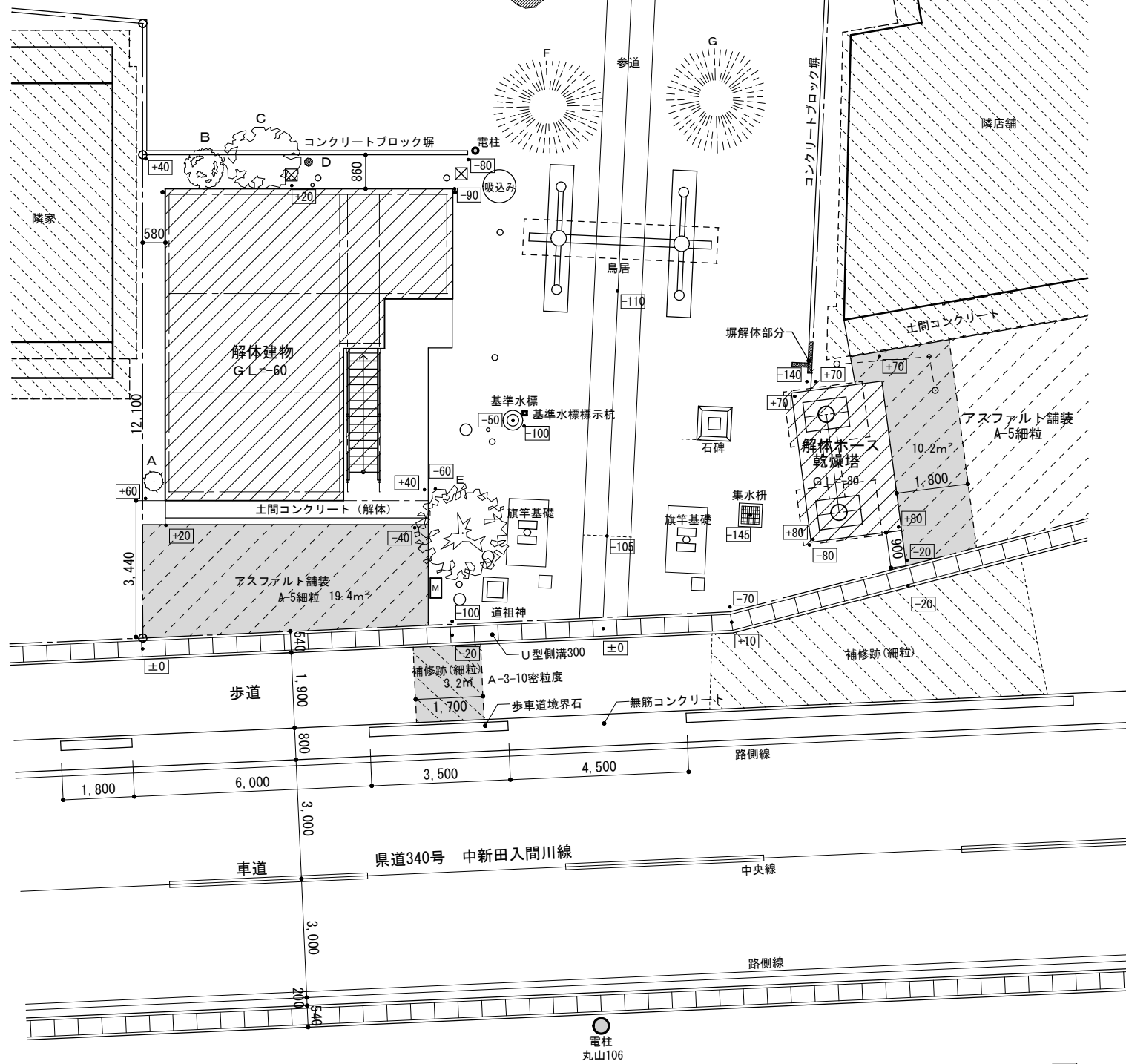
工事場所：狹山市大字青柳475番地
(氷川神社境内)

案内図 NS

植栽表

植栽表								
記号	植栽名	H	C	W	数量	作業		
A	ナンテン	2.0	×	-	×	0.5	1本	伐採伐根
B	ゾウキ	1.5	×		×	1.0	1本	伐採伐根
C	ゾウキ	3.3	×	0.1	×	2.0	1本	伐採伐根
D	シュロ	-	×	0.4	×	-	1本	伐根
E	モミジ	3.7	×	0.7	×	2.4	1本	伐採伐根
F	ツゲ	2.4	×		×	2.8	1本	既存のまま
G	ツゲ	2.1	×		×	2.4	1本	既存のまま
H	サクラ	-	×	2.8	×	-	1本	既存のまま
I	サクラ	-	×	2.5	×	-	1本	既存のまま

氷川神社児童遊園地



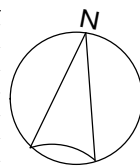
配置図 S=1 : 100

• ±0 高低差

斜線 解体範囲

点線 舗装撤去

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



一級建築士事務所
高橋設計
一級建築士 第124805号 高橋卓司
埼玉県狹山市堀兼764-4

設計年月日
2024.8

工事名 狹山市消防団第4分団第2部車庫解体工事

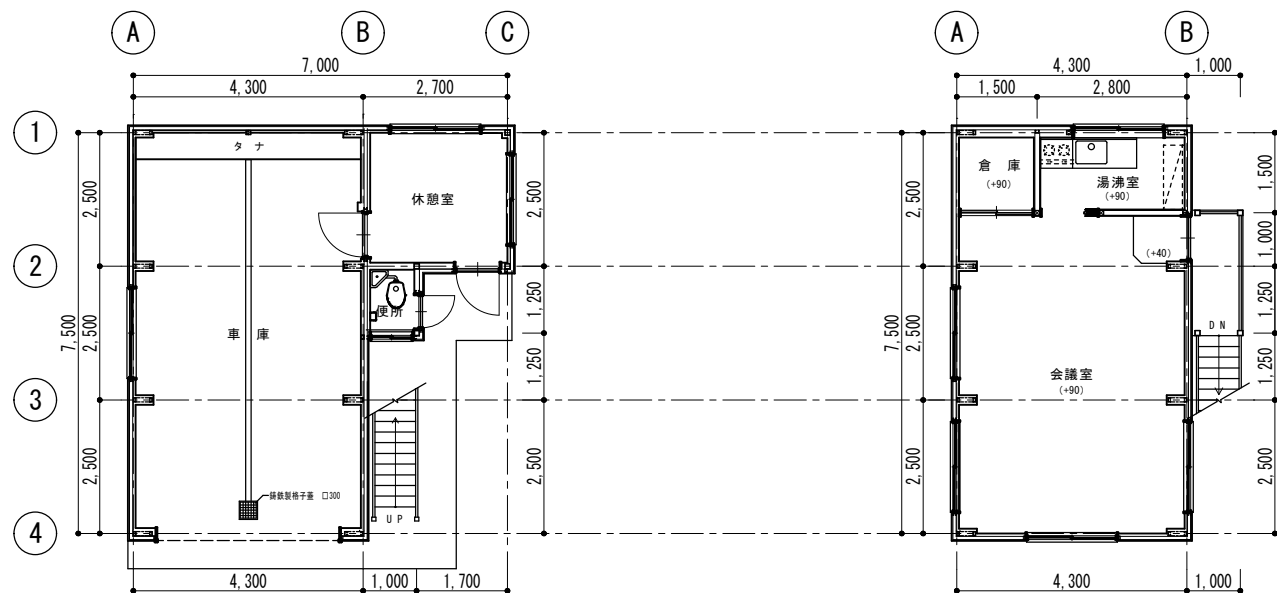
図面名 案内図、配置図

縮尺 A2=1/100 ・ A3=1/141

図面番号

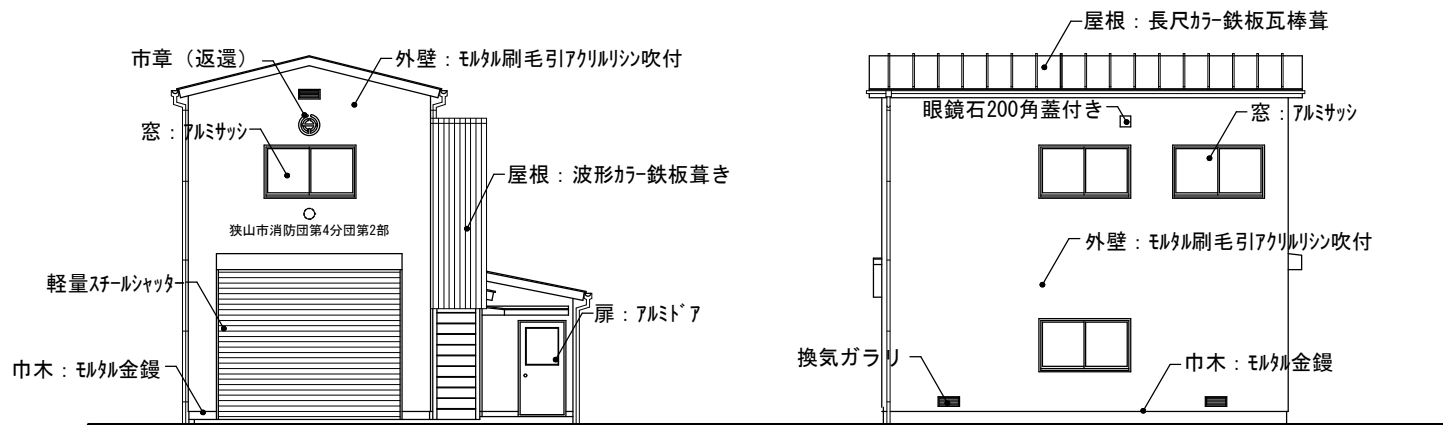
A-04

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



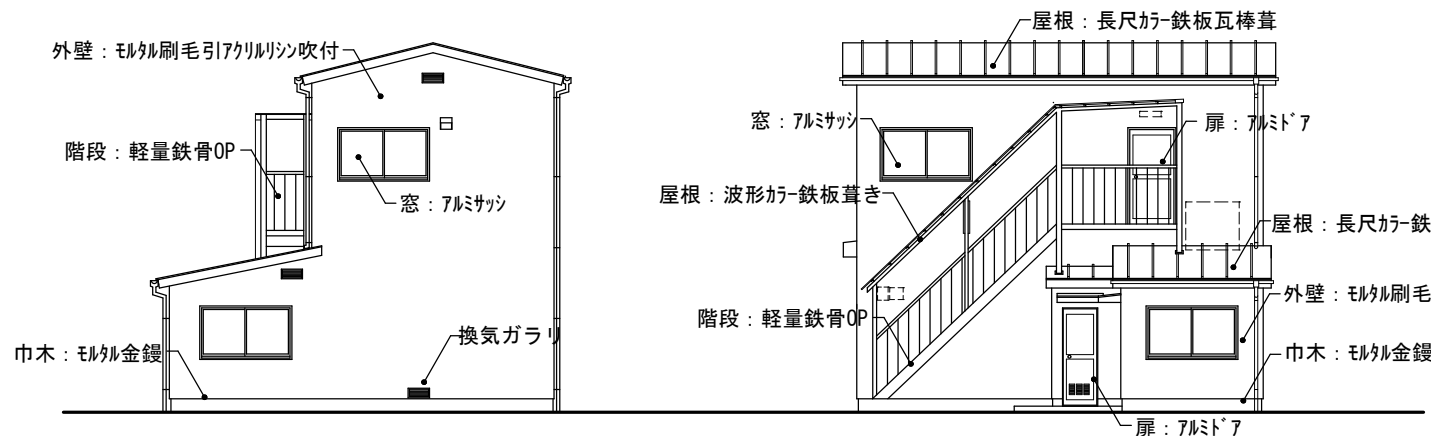
1階平面図 S=1:100

2階平面図 S=1:100



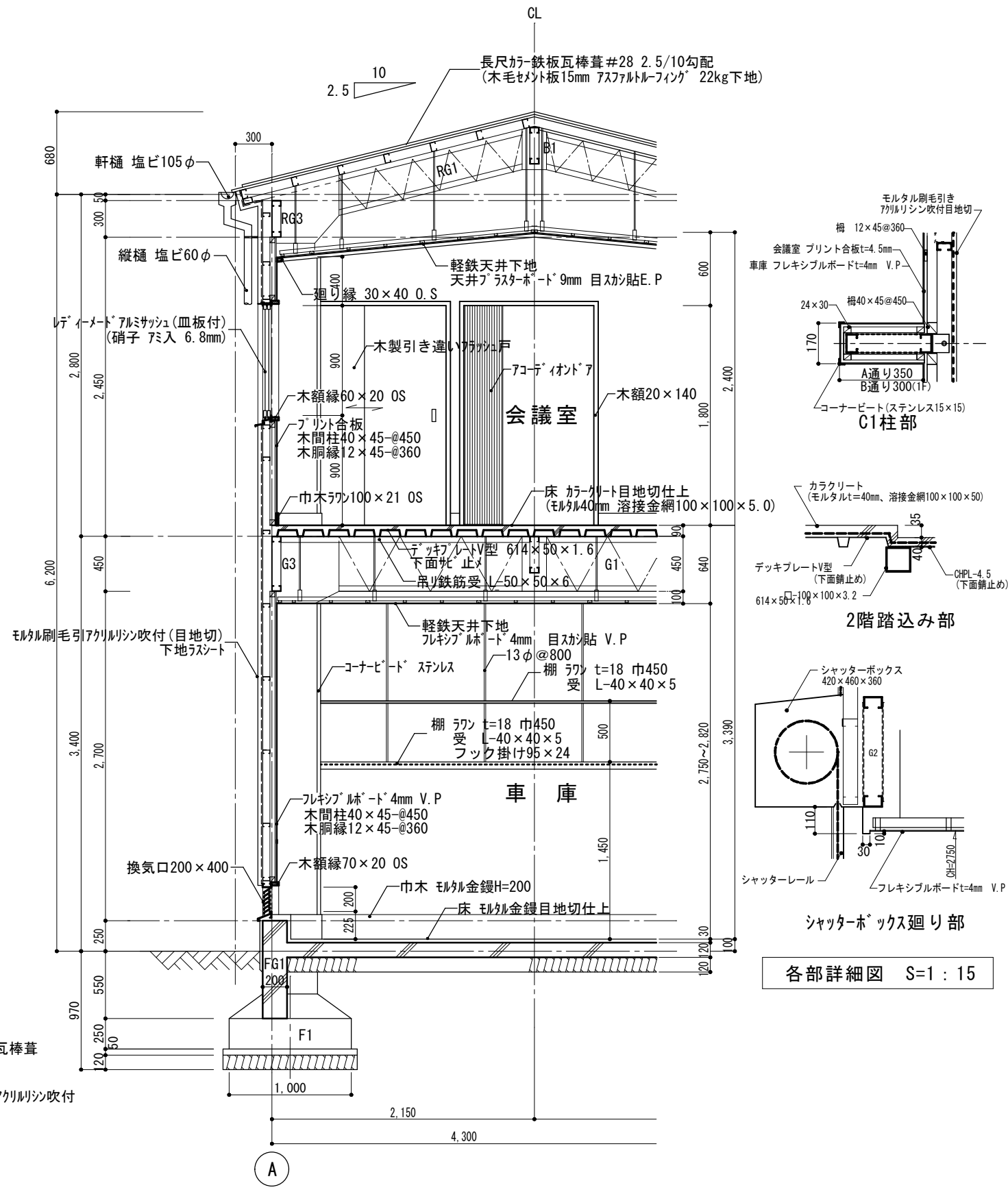
南立面図 S=1:100

西立面図 S=1:100

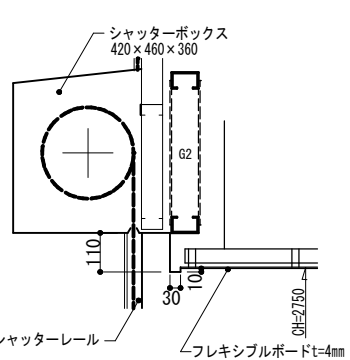
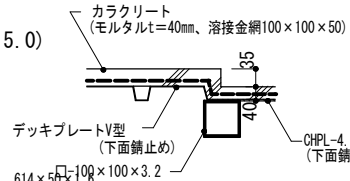
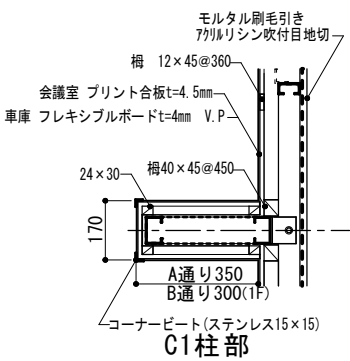


北立面図 S=1:100

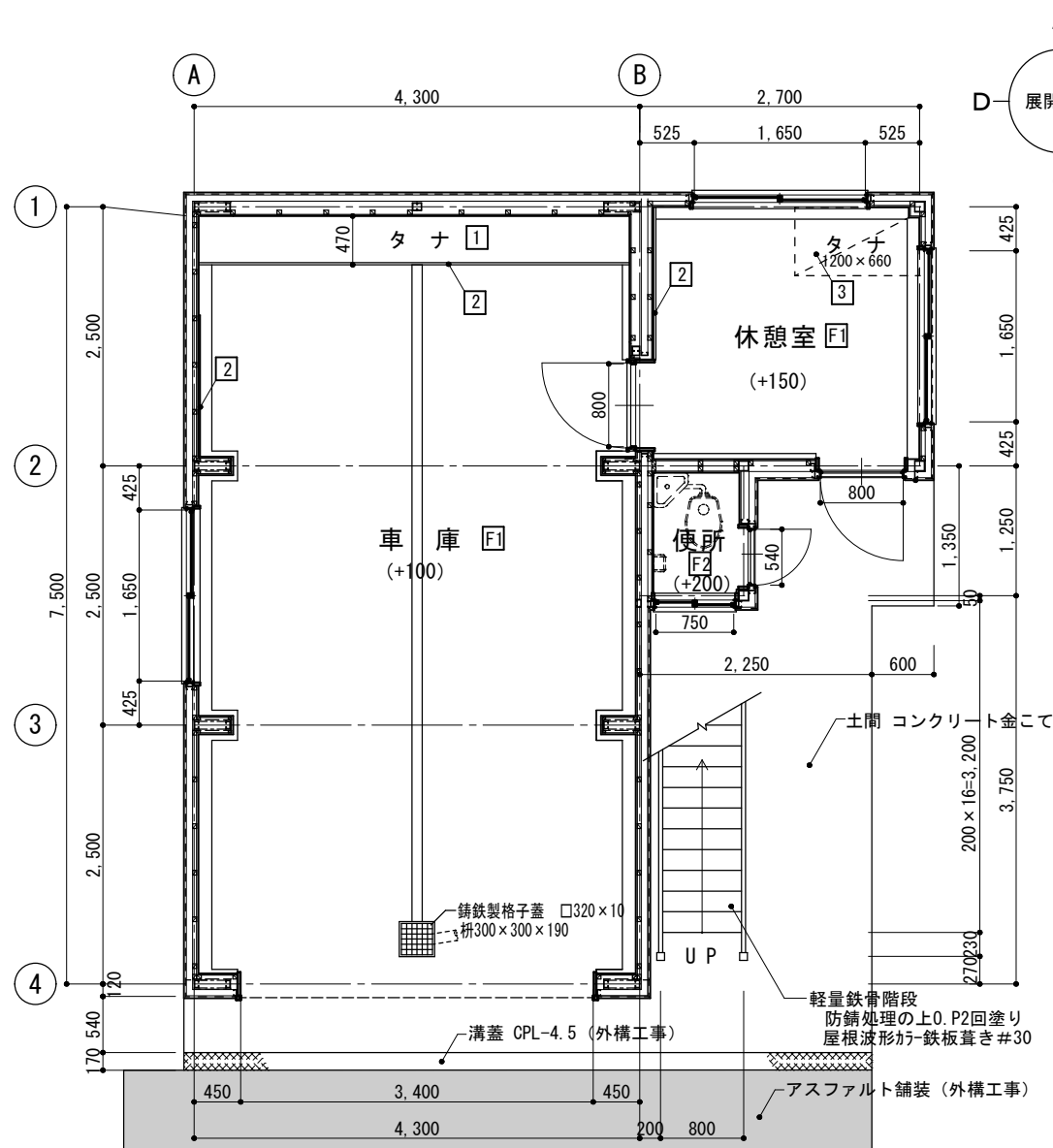
東立面図 S=1:100



矩計図 S=1:30



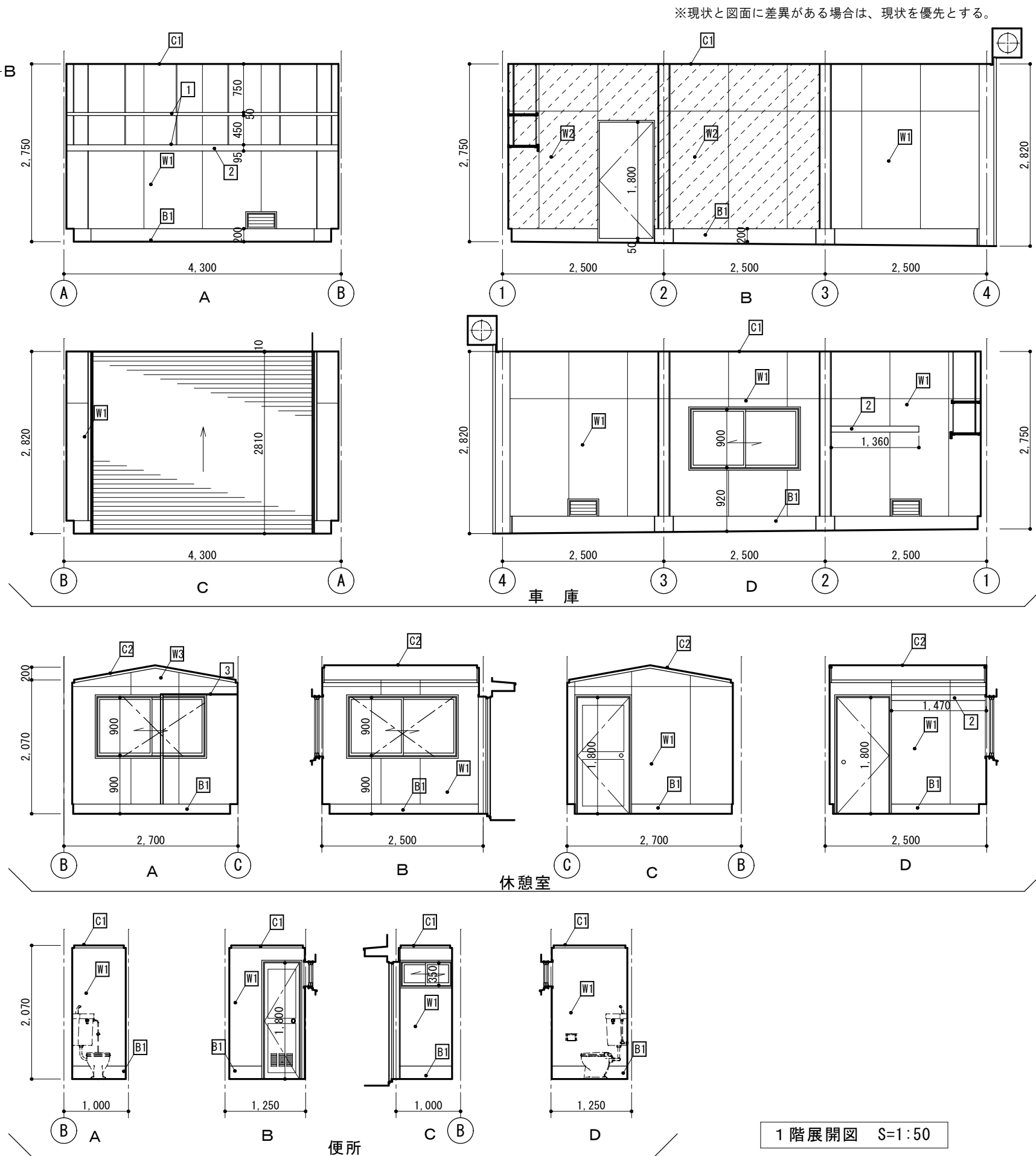
各部詳細図 S=1:15



1階平面詳細図 S=1:50

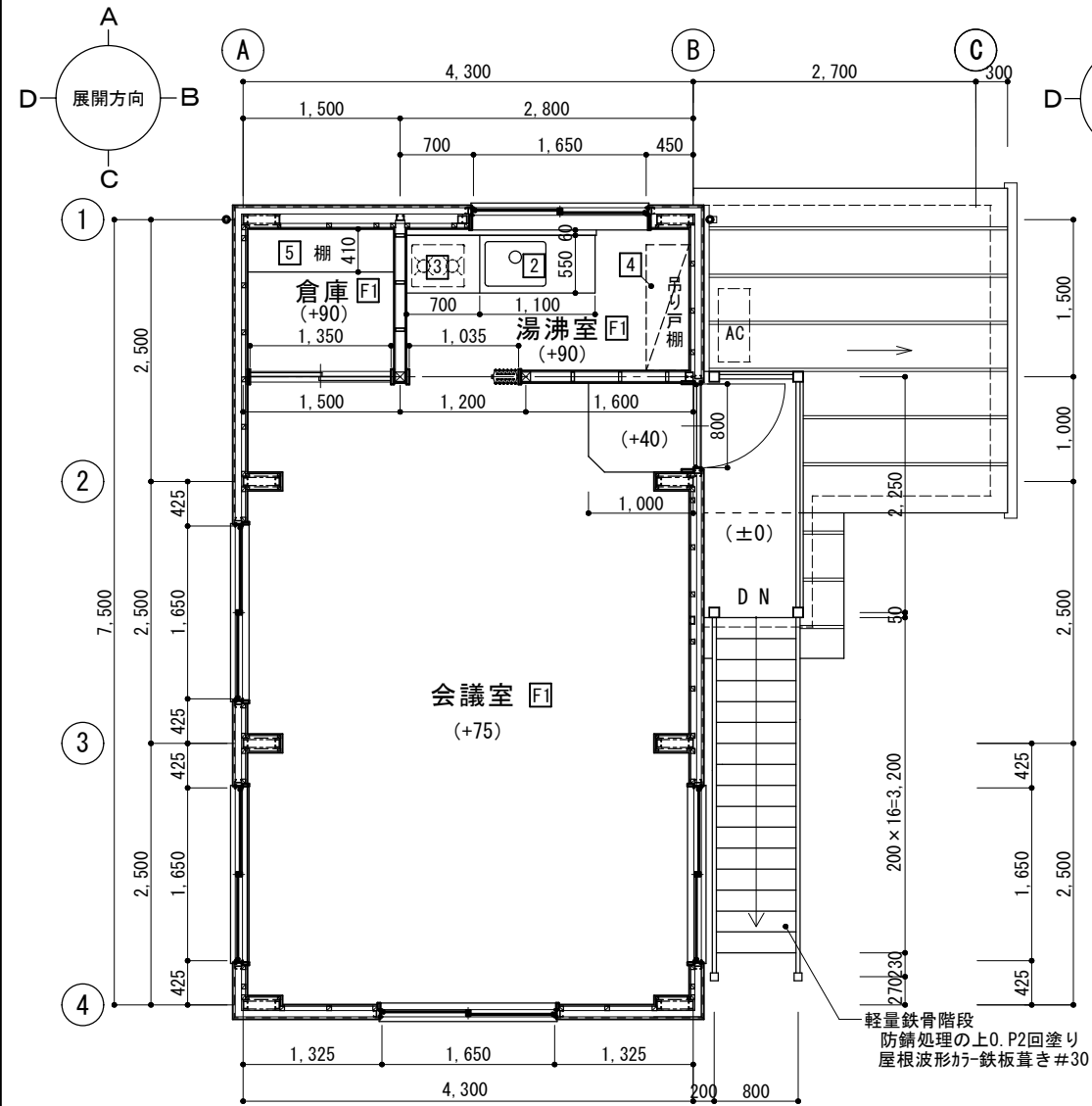
※付きアスベスト含有建材

部位	仕上げ
内部仕上げ	
F1	床 モルタル金鍍 目地切仕上げ
F2	床 防水モルタル金鍍仕上げ
B1	巾木 モルタル金鍍 (車庫H=200、休憩室H=150、便所H=200)
W1	壁 フレキシブルボード4mmVP※
W2	壁 フレキシブルボード4mmVP※ プラスターボード12下張り※
C1	天井 フレキシブルボード4mm目透かし貼VP※
C2	天井 プラスターボード9mm目透かし貼EP※
備考	
1	2段棚 鉄骨下地ラワン板18mm張り
2	ハンガー ラワンOS100×24
3	木棚 ラワン厚15mm
4	換気口200×400



1階展開図 S=1:50

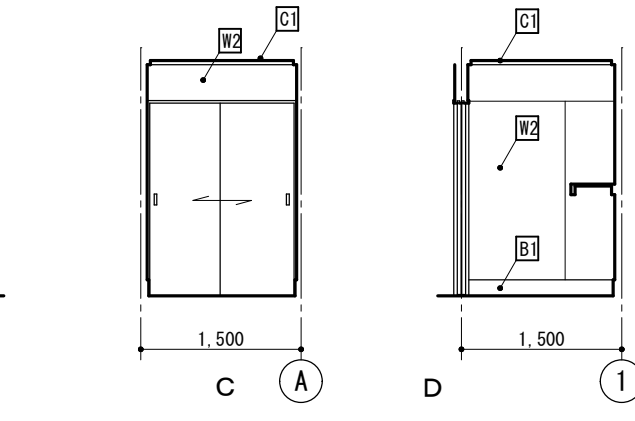
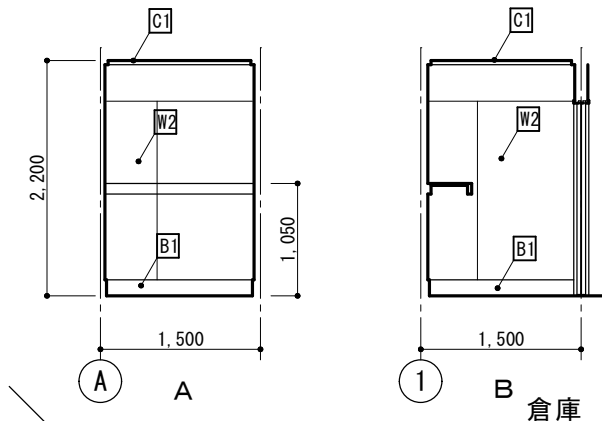
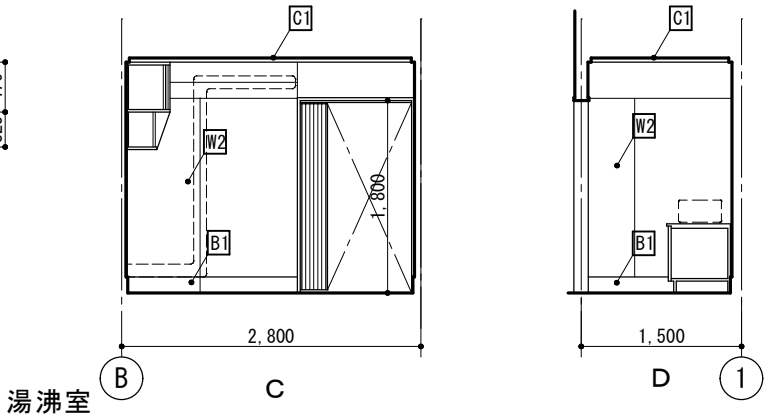
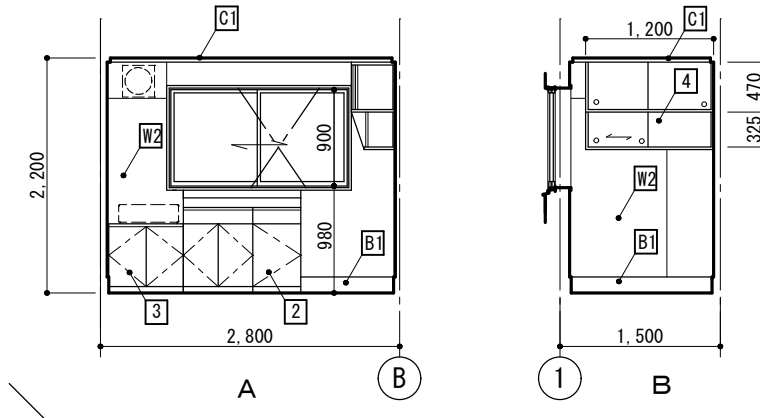
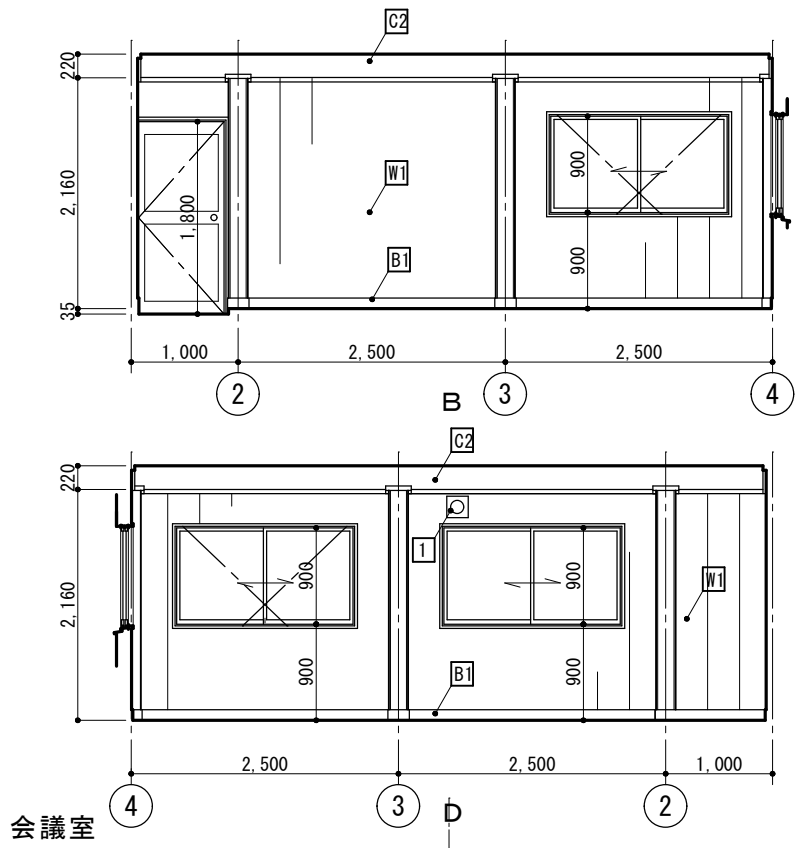
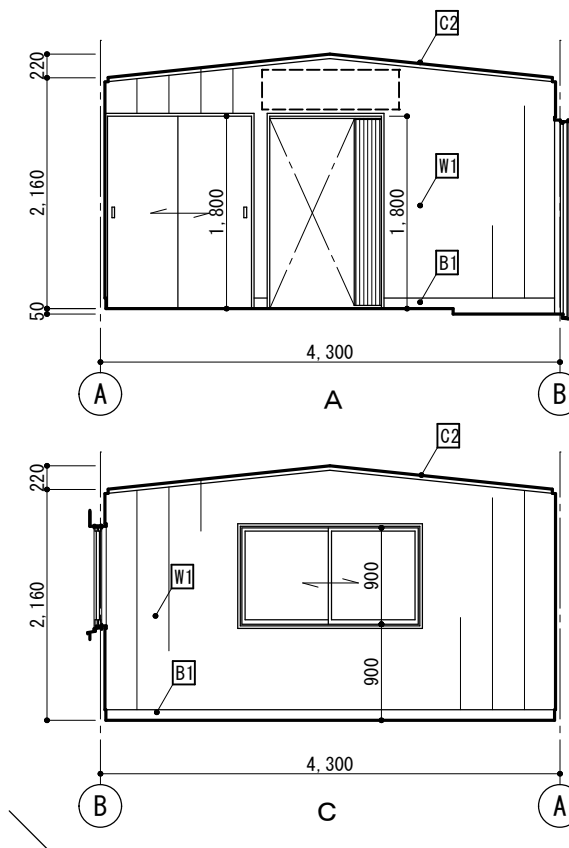
※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



2階平面詳細図 S=1:50

※付きアスベスト含有建材

記号	仕上げ
F1	床 カラクリート目地切仕上げ (モルタル厚40デッキプレート)
B1	巾木 ラワンOS H=100 (踏込みH=135)
W1	壁 プリント合板厚4.5
W2	壁 フレキシブルボード4mm※VP
C1	天井 フレキシブルボード4mm※目透かし貼VP
C2	天井 プラスターボード9mm※目透かし貼EP
1	眼鏡石200角
2	流し台 L1100×H800×D550
3	コンロ台 L700×H645×D550、ガステーブル560×400×180
4	吊戸棚 L1200×H820×D410
5	木棚 D410



2階展開図 S=1:50

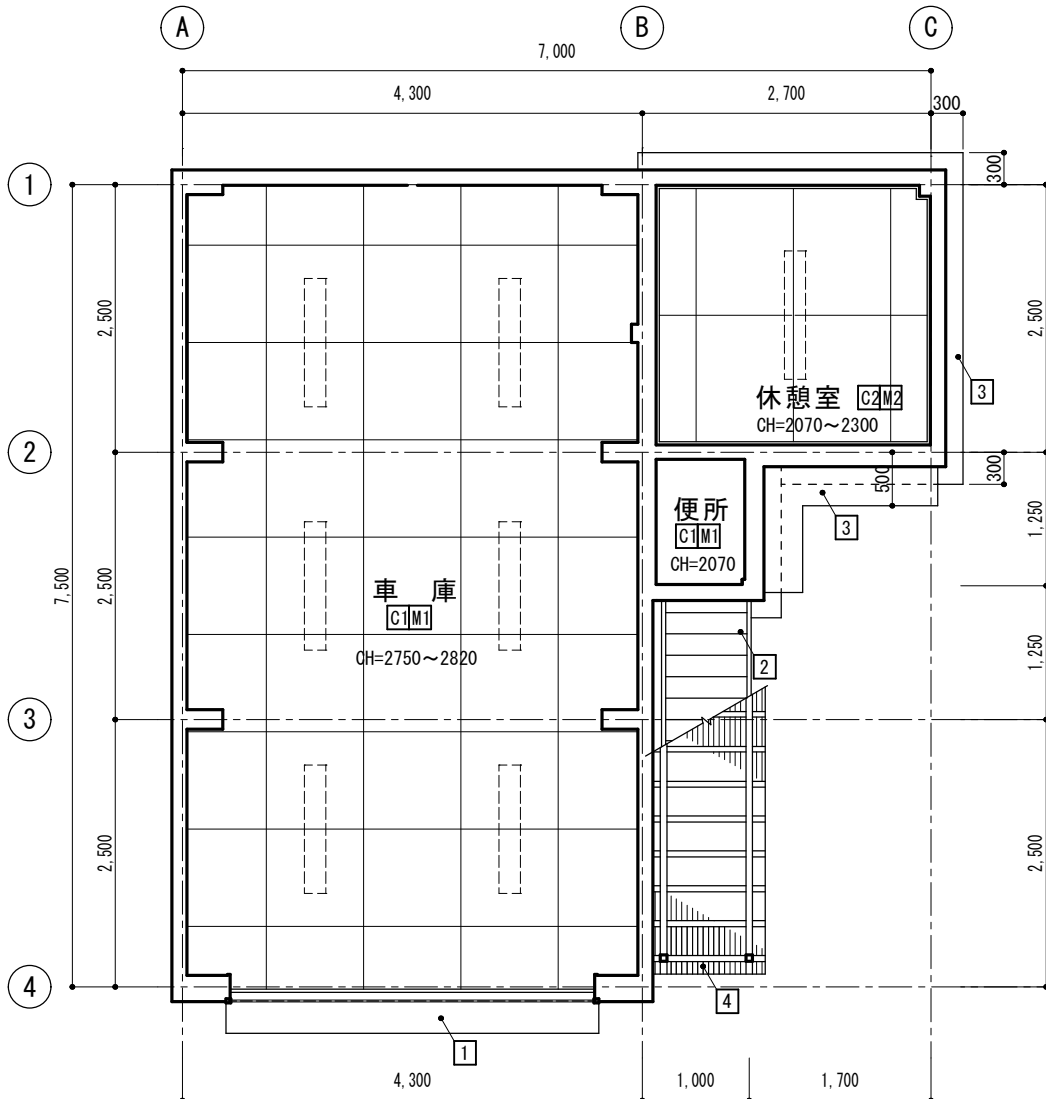
一級建築士事務所
高橋設計
一級建築士 第124805号 高橋卓司
埼玉県狭山市堀兼764-4

設計年月日	2024.08

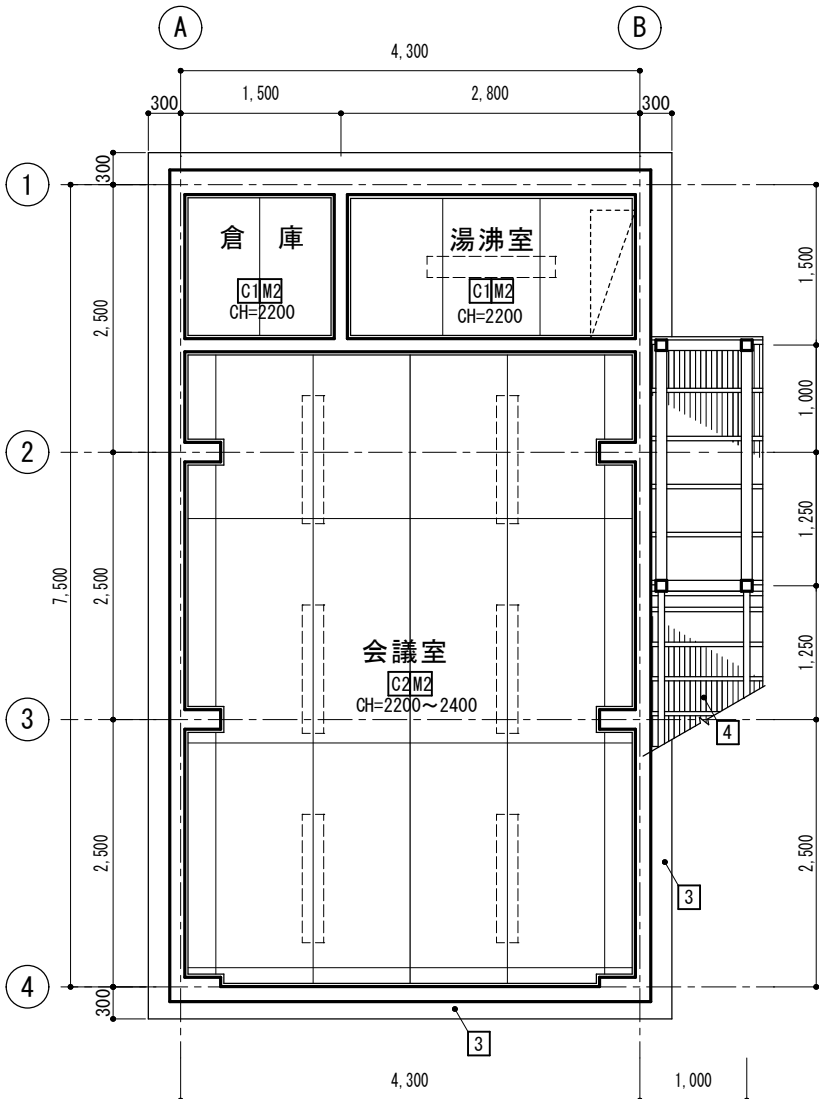
工事名	狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事
図面名	2階平面詳細図、展開図
縮尺	A2=1:50 ・ A3=1:71

図面番号	A-07
------	------

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。

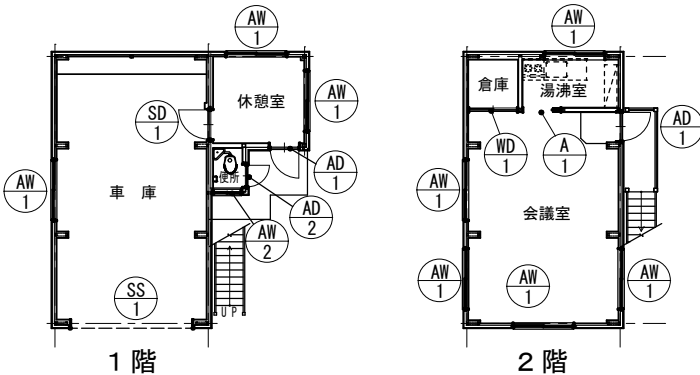


1 階天井伏図 $S=1:50$

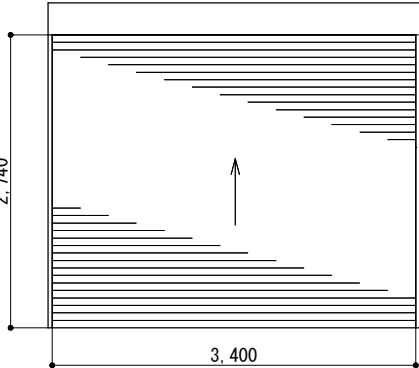
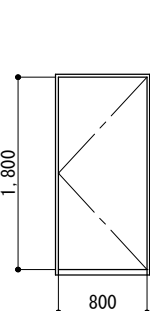
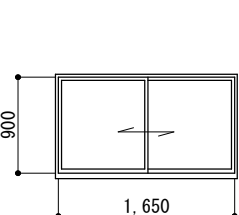
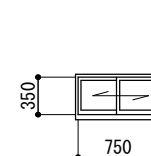
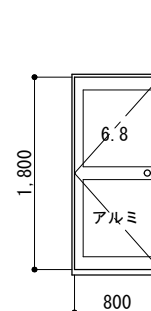
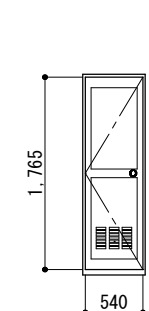
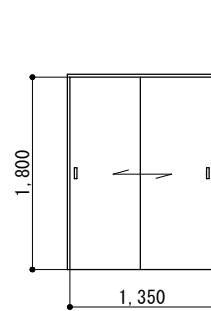
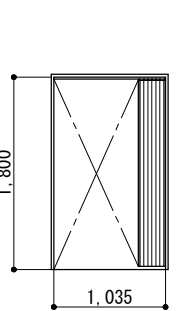


2 階天井伏図 $S=1:50$

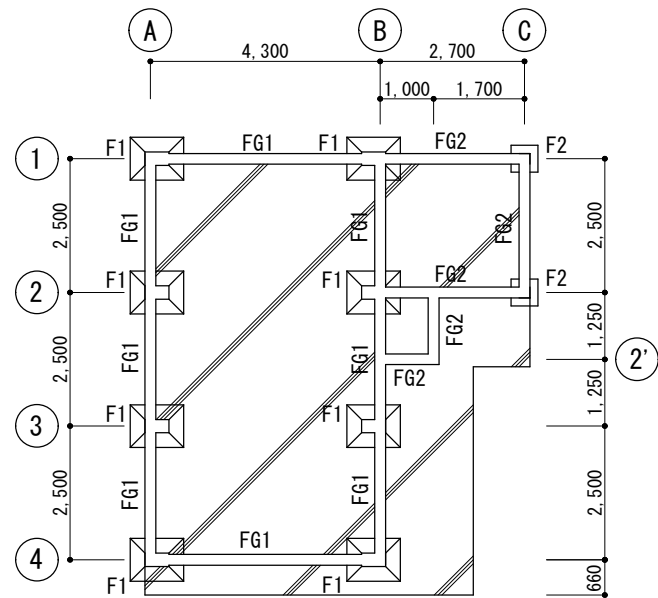
		※付きアスベスト含有建材	
	記号	仕上げ	
内 部	C1	天井 フレキシブルボード4mm目透かし貼V P※ 軽鉄天井下地	
	C2	天井 プラスターボード9mm目透かし貼E P※ 軽鉄天井下地	
	M1	廻縁 目透し	
	M2	廻縁 木30×40 OS	
備 考	1	シャッターボックス	
	2	鉄骨階段OP	
	3	軒天・庇 モルタル塗りアクリルリシン吹付	
	4	鉄骨階段屋根波形ｶｰﾍﾞﾙ鉄板葺き	



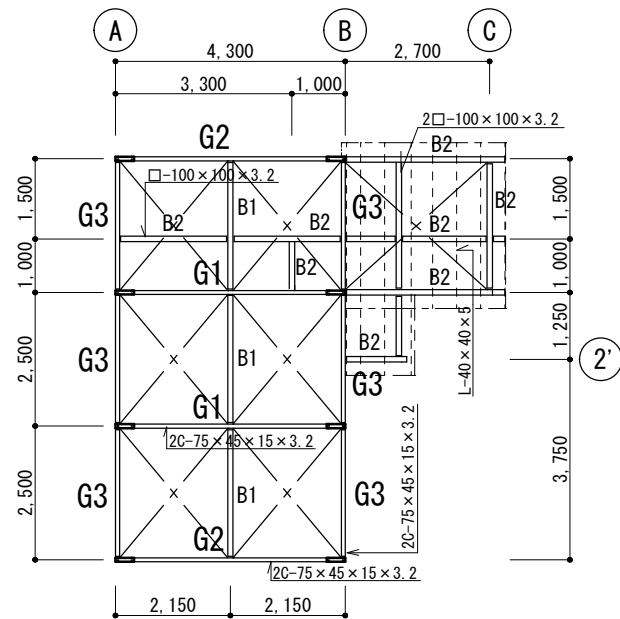
建具キープラ、

記 号 ・ 数 量	SS 1 × 1	SD 1 × 1	AW 1 × 8	AW 2 × 1	AD 1 × 2	AD 2 × 1	WD 1 × 1	A 1 × 1
形 状								
場 所	車庫	車庫	1階車庫・休憩室、2階会議室・湯沸室	1階便所	1階休憩室、2階会議室	1階便所	2階倉庫	2階湯沸室
形 式	スチール軽量手動シャッター	スチールフラッシュ戸片開き	アルミ引違い窓	アルミ引違い窓	アルミ框戸片開き	アルミ框戸片開き	木製フラッシュ戸引違い	アコーディオンドア
見 込		扉40 枠75	60	60	60	60	36	
材質・仕上	OP	OP	アルマイト仕上げ	アルマイト仕上げ	アルマイト仕上げ腰アルミパネル	アルマイト仕上げ腰換気付きアルミパネル	プリント合板4.5	ビニールレザー
硝 子			1階アルミ型板ガラス6.8、2階網入磨き板ガラス6.8	入磨き板ガラス6.8	入磨き板ガラス6.8	入磨き板ガラス6.8		
金 物	ガイドレール、露出形シャッターボックス	円筒錠、DC、付属金物一式	クレセント、皿板、付属金物一式	クレセント、皿板、付属金物一式	円筒錠、DC、付属金物一式	円筒錠、DC、付属金物一式	引手、戸車、レール、付属金物一式	吊りレール、マグネット、付属金物一式
備 考	二法木枠220×30 OS	乙種防火戸 3方木枠180×20 OS	4方木枠70×20 (6ヶ所)・125×20 OS(2ヶ所) OS	4方木枠70×20 OS	3方木枠145×20・70×20 OS(各1)	3方木枠175×25 OS	木枠135×20(2)・170×30(1) OS	3方木枠170×20 OS

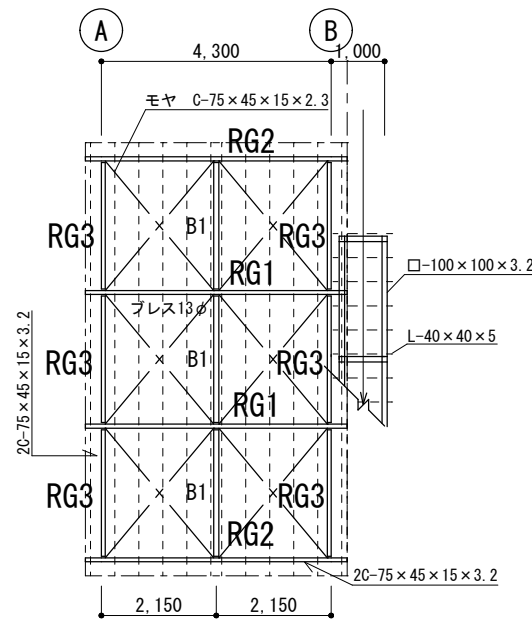
※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



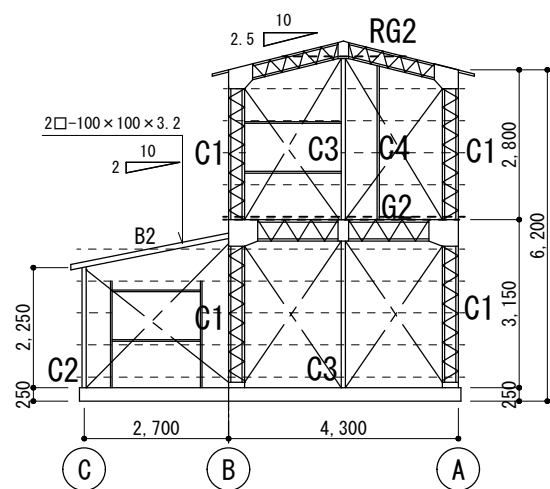
基礎伏図



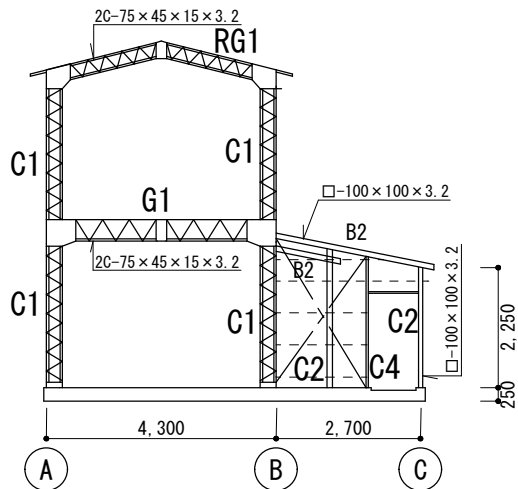
2階梁伏図



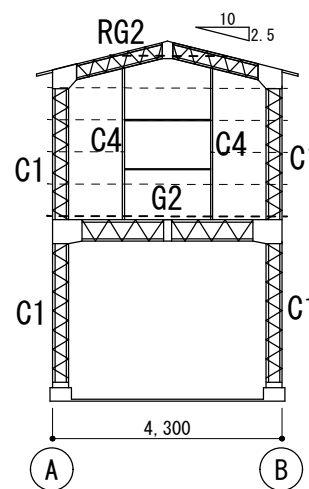
小屋組伏図



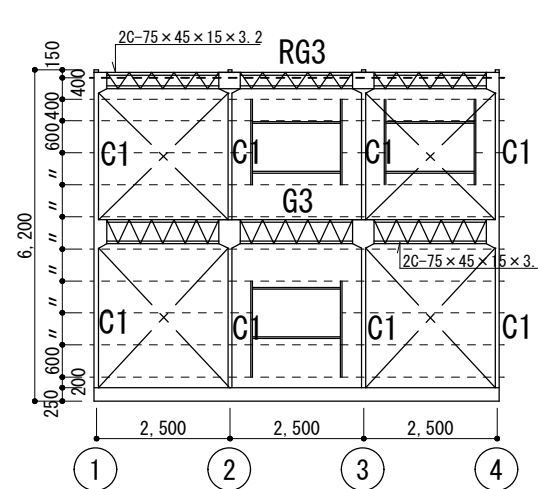
①通り軸組図



②.③通り軸組図



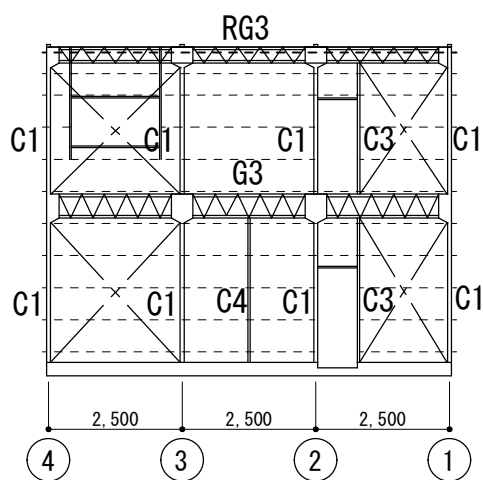
④通り軸組図



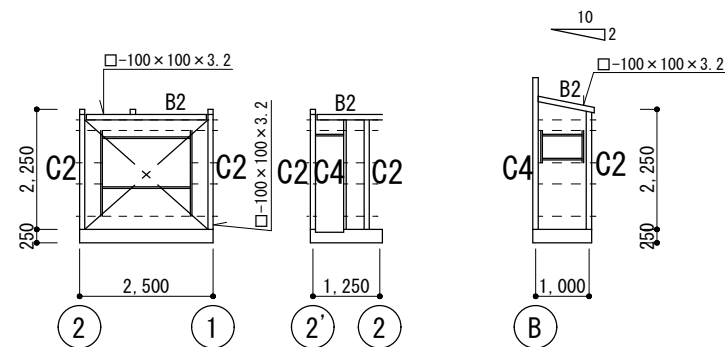
(A)通り軸組図

断面リスト S=1:20(1:10)

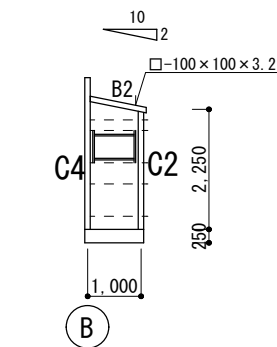
符号	C1	C2	C3	C4
断面				
主材	C-75×45×15×2.3	□-100×100×3.2	2C-75×45×15×2.3	C-75×45×15×2.3
ラチス	13φ	13φ	13φ	13φ
A.BOLT	6-13.5 L=400	2-13φ L=300	2-13φ L=300	2-13φ L=300
符号	G1, G2, G3	RG1, RG2, RG3, B1	B2	母屋
断面				
主材	2C-75×45×15×2.3	2C-75×45×15×2.3	□-100×100×3.2	C-75×45×15×2.3
ラチス	13φ	13φ		
符号	母屋(下屋部分)	胴縁		
断面				
主材	L-40×40×5	C-60×30×10×2.3		



(B)通り軸組図

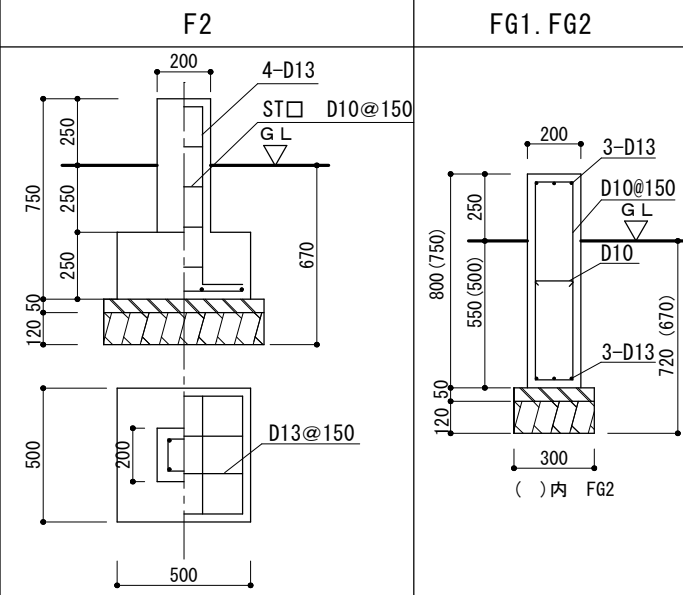
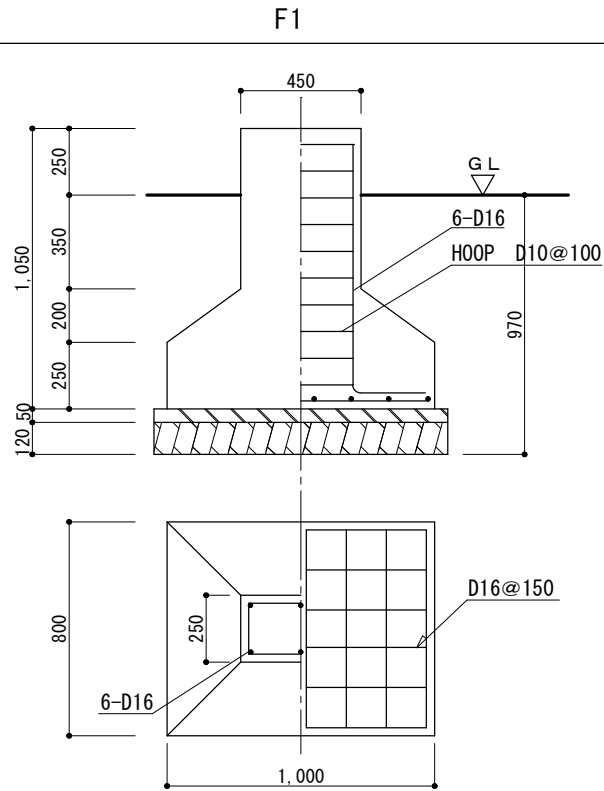


(C)通り軸組図

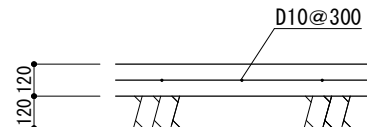


(2')通り軸組図

基礎リスト S=1:20



土間配筋 S=1:20



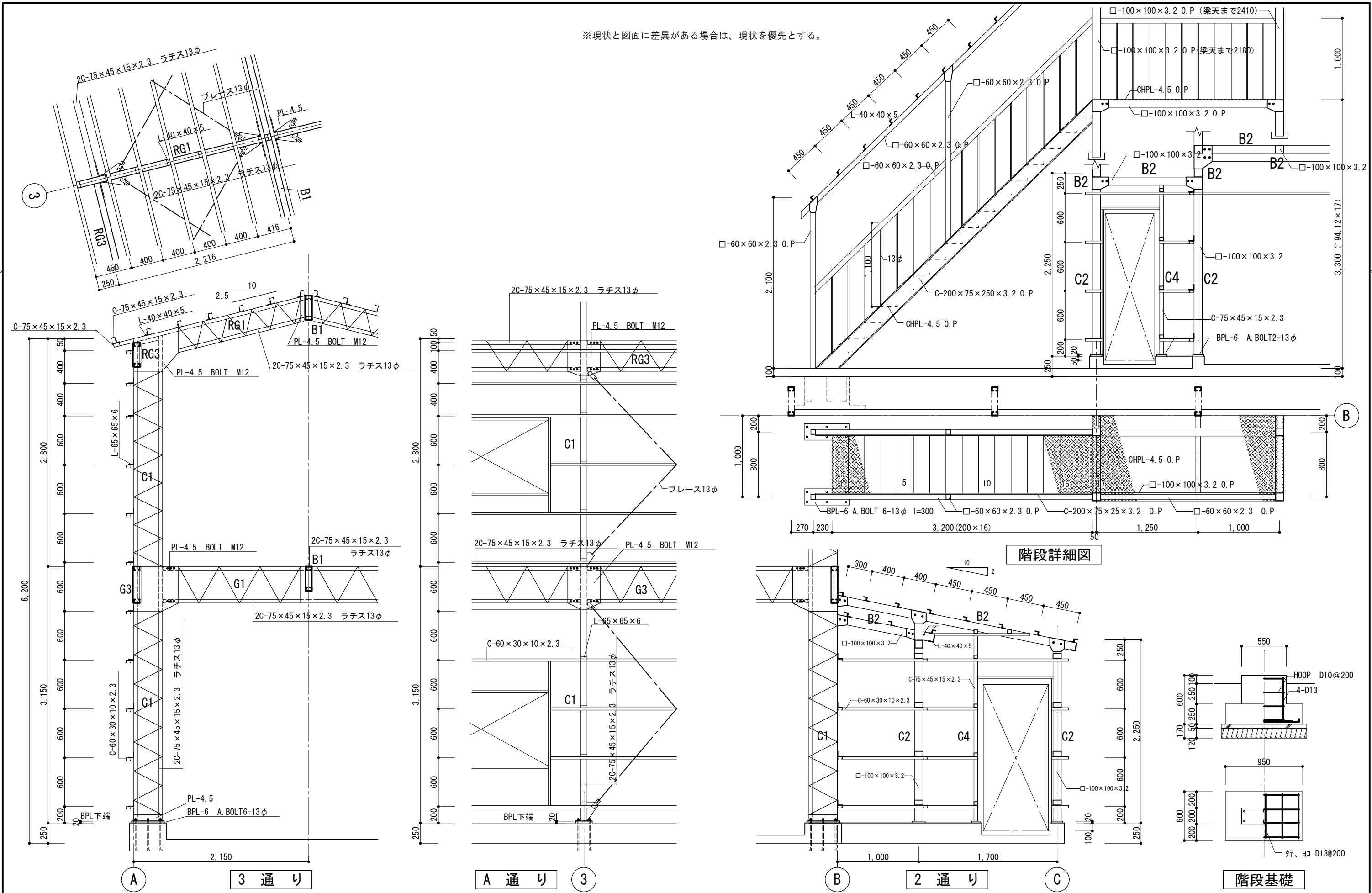
一級建築士事務所
高橋設計
一級建築士 第124805号 高橋卓司
埼玉県狭山市堀兼764-4

設計年月日
2024.08

工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事
図面名 伏図、軸組図、基礎・断面リスト
縮尺 A2=1/20.100 ・ A3=1/28.141

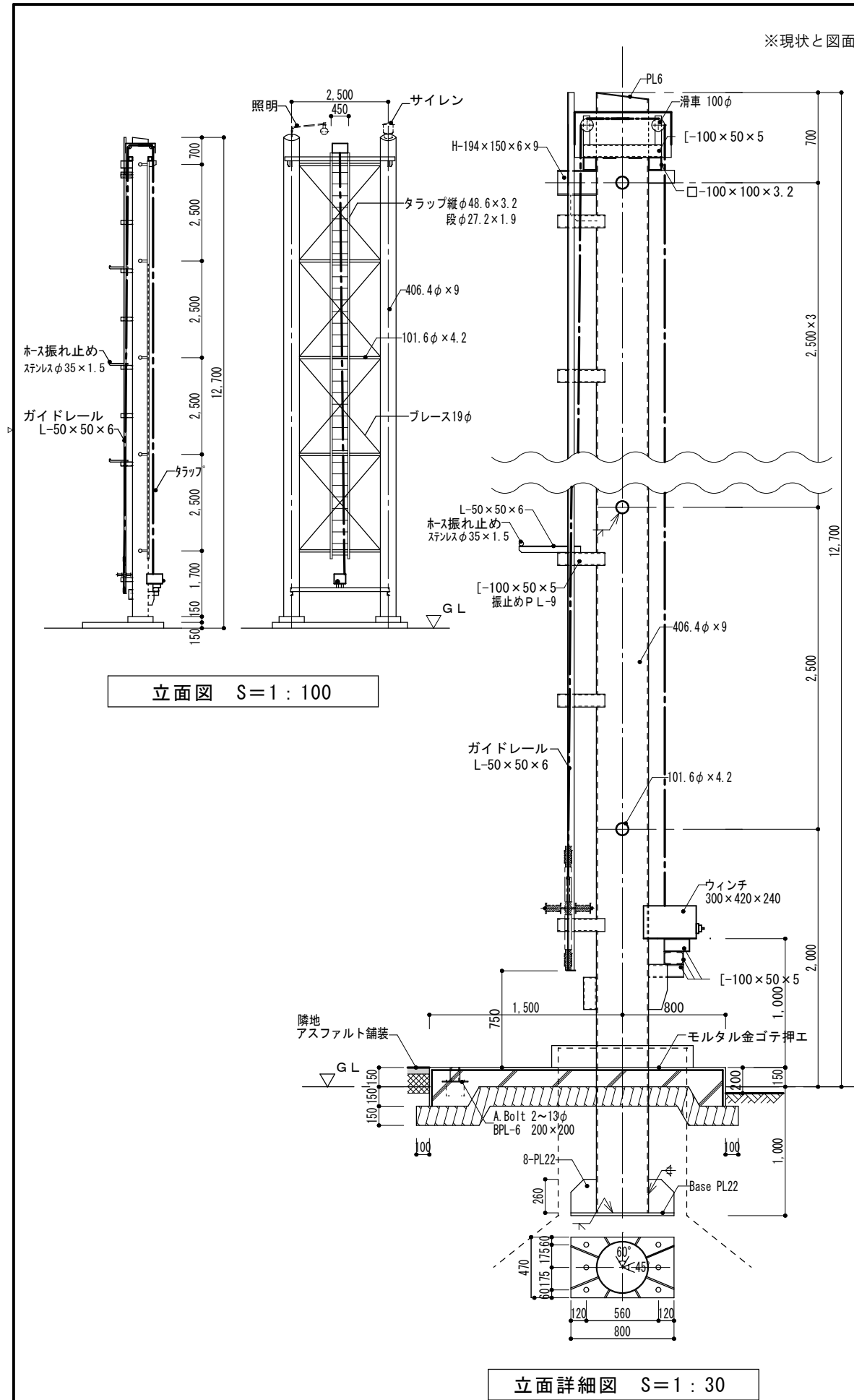
図面番号
A-09

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。

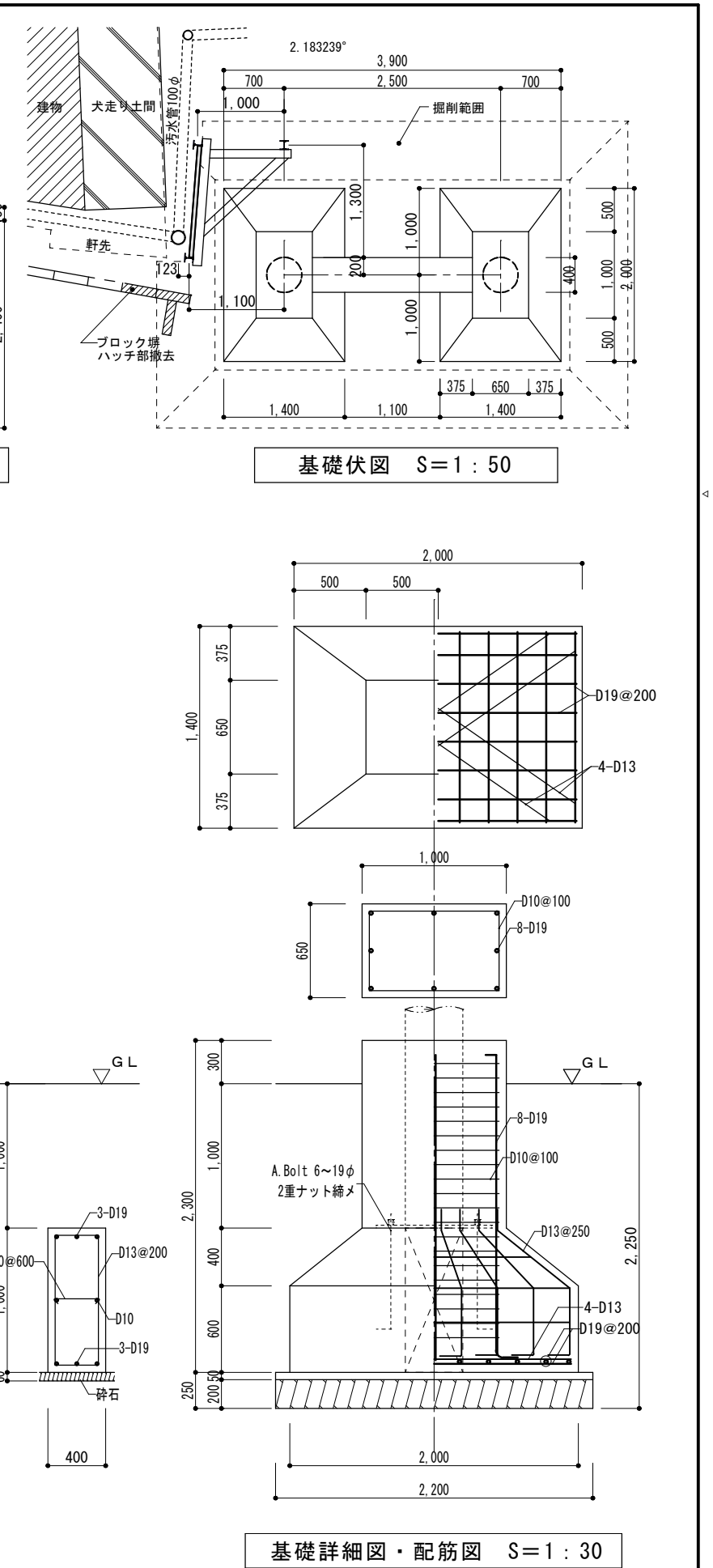
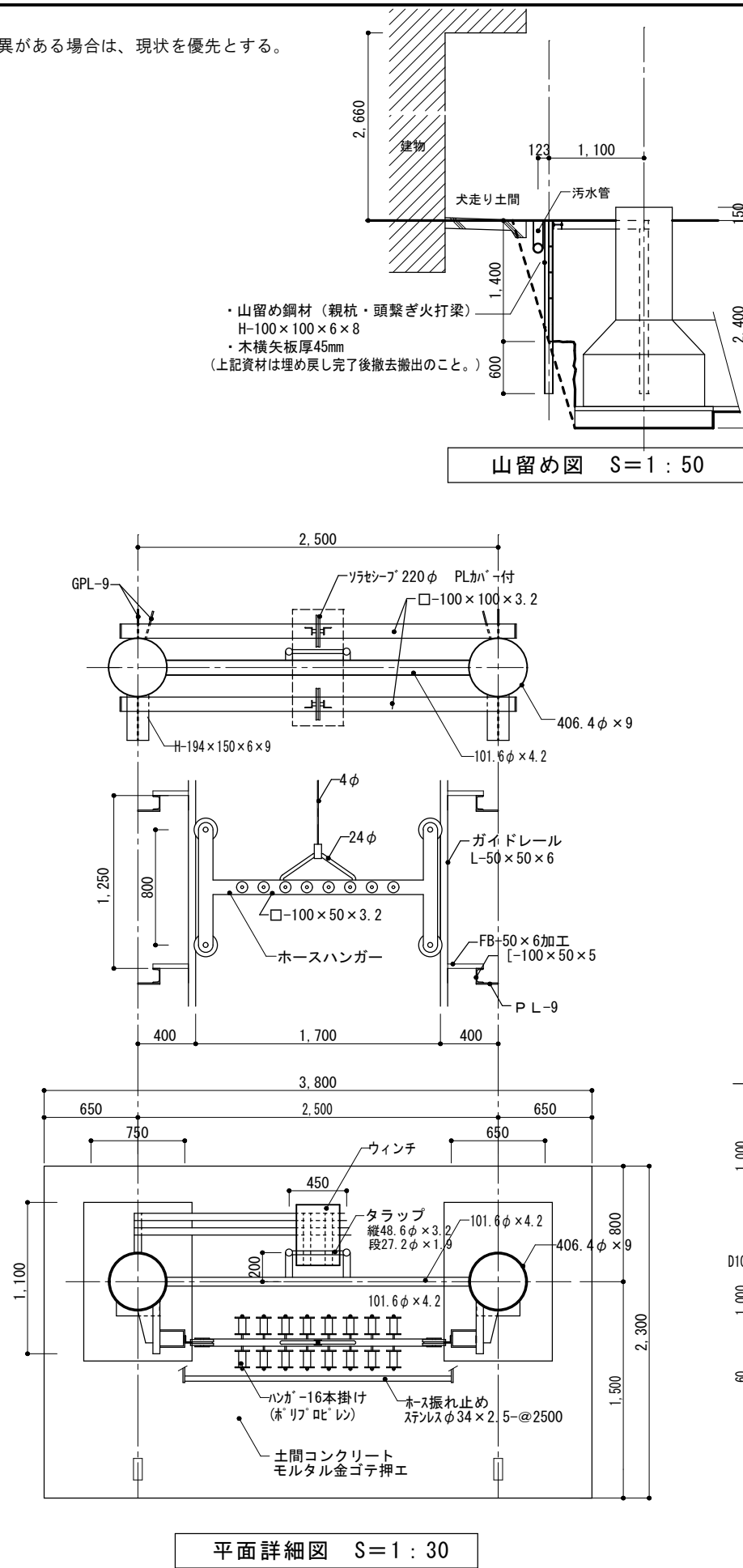


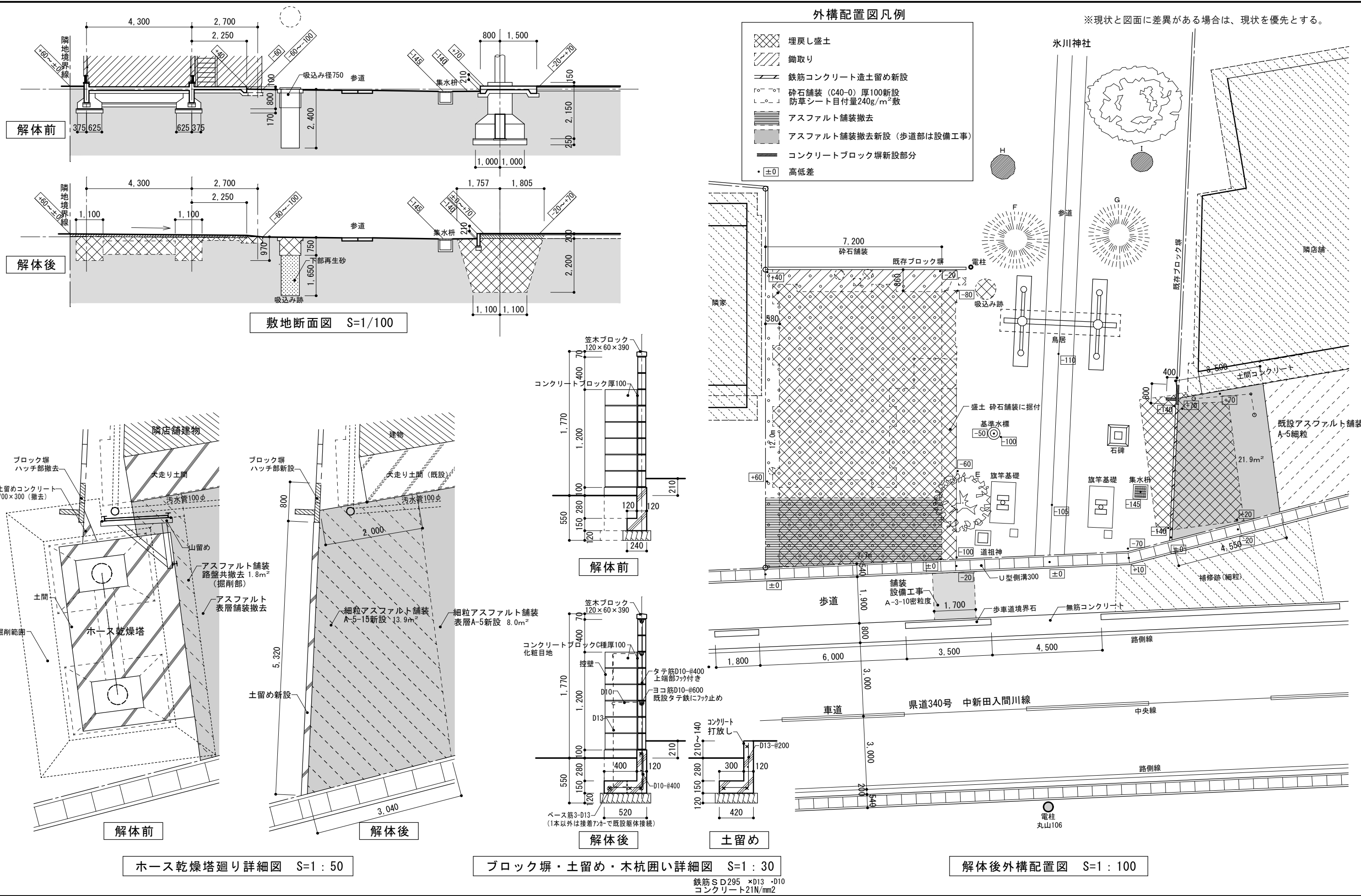
一級建築士事務所 高橋設計 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狭山市堀兼764-4		設計年月日 2024.08	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 A-10
			図面名 各部構造詳細図	
			縮尺 A2=1/30 ・ A3=1/42	

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



立面詳細図 S=1:30





処分備品表											〔単位　m3〕			
種別	所在	物品名	L	W	H	個数	金属くず	木くず	紙くず	廃プラスチック	その他がれき類	コンクリート類		
一般品	屋　外	カラーコーン	0.70	0.37	0.37	7					0.67			
		カラーコーンパー	2.00	0.04	0.04	7					0.02			
		土のう（複数袋）	1.50	0.45	0.40	1						0.270		
		コンクリート溝蓋W300型	1.20	0.40	0.24	1						0.12		
	1　階	木製戸棚（工具、オイル）	1.37	0.38	0.64	1			0.33					
		スチール柵棚	2.30	0.50	1.44	1						1.66		
		カラーボックス	0.34	0.29	0.34	1			0.03					
		カラーボックス	1.70	0.29	0.43	2			0.42					
		カラーボックス	0.87	0.29	0.42	1			0.11					
		スチール戸棚	0.88	1.79	0.38	1	0.60							
		スチールパイプ48.6φ	1.80	0.05	0.05	2	0.01							
		スチールバケツ（灰ガラ）	0.30	0.30	0.36	1	0.03							
		スチールバケツ	0.25	0.25	0.17	1	0.01							
		スチールバケツ	0.30	0.30	0.20	1	0.02							
		ブルーシート5.2×3.4	0.50	0.30	0.05	4					0.03			
		木はしご	1.70	0.38	0.08	1			0.05					
		紙袋（カレンダー）	0.40	0.15	0.50	1				0.03				
		段ボール箱	0.40	0.27	0.18	1				0.02				
		段ボール箱（サポータ）	0.29	0.29	0.08	1						0.01		
		段ボール箱	1.00	0.27	0.30	1				0.08				
		空き缶	0.40	0.40	0.10	1	0.02							
		ホース付きホースリール	0.35	0.22	0.35	2						0.05		
		テントシート	0.40	0.40	0.40	4						0.26		
		テントパイプ	1.80	0.12	0.12	4	0.10							
		複式ショベル	1.40	0.12	0.12	1	0.02							
		折畳み椅子	0.90	0.46	0.05	1						0.02		
		布折畳み椅子	2.10	0.10	0.10	2						0.04		
		合板	1.82	0.91	0.03	1			0.05					
		2　階	折畳み机	1.80	0.45	0.20	2						0.32	
			折畳み椅子	0.90	0.47	0.05	4						0.08	
			灯油ストーブ	0.60	0.45	0.70	1	0.19						
			灯油ストーブ	0.60	0.45	0.80	1	0.22						
			ステンレス煙突　4本	2.76	0.10	0.10	1	0.03						
			掲示板	1.20	0.90	0.02	1						0.02	
			掃除器（ホース付き）	0.48	0.22	0.20	1						0.02	
			電子レンジ	0.45	0.35	0.29	1	0.05						
			ビデオデッキ（テープ）	0.42	0.21	0.09	1					0.01		
	ラジオ		0.23	0.07	0.13	1						0.002		
	スチールバケツ		0.30	0.30	0.36	1	0.03							
	スチール缶		0.23	0.34	0.15	1	0.01							
	マーカ		0.08	0.08	0.15	1					0.001			
	扇風機		0.35	0.30	0.64	1						0.07		
	ポット		0.17	0.17	0.20	1						0.01		
	ヤカン		0.20	0.20	0.20	1	0.01							
	生板		0.20	0.23	0.03	1			0.001					
	ブラケース		0.30	0.22	0.15	1					0.01			
	茶碗		0.30	0.40	0.15	1						0.02		
茶碗	0.23		0.35	0.08	2						0.01			
デッキブラシ・モップ	1.33		0.27	0.05	3						0.05			
小計							1.350	0.991	0.130	0.741	2.912	0.120		
合計														

処分備品表												[単位 m3]	
種別	所在	物品名	L	W	H	個数	金属くず	木くず	紙くず	廃プラスチック	その他がれき類	コンクリート類	
消防品	1 階	捲きホース	0.40	0.40	0.10	24						0.38	
		鐘	0.30	0.30	0.35	1	0.03						
		充電器	0.42	0.31	0.21	1	0.03						
		皮靴	0.30	0.20	0.35	5						0.11	
		長靴	0.30	0.20	0.35	1						0.02	
		オイル入オイル缶	0.18	0.10	0.24	1						0.004	
		スチール工具箱	0.45	0.24	0.14	1	0.02						
		放水口管	0.60	0.10	0.10	2	0.01						
		鍬	2.07	0.60	0.60	1						0.75	
		火消しフック棒	1.80	0.16	0.03	3						0.03	
		スチール訓練中看板	1.65	0.65	0.05	1	0.05						
	2 階	ブラケース（帽子入）	0.73	0.44	0.35	1						0.11	
		ブラケース（カップ入）	0.73	0.42	0.31	1						0.10	
		ブラケース（CD入）	0.54	0.37	0.32	1					0.06		
		紙袋（賞状入）	0.50	0.25	0.40	1				0.05			
		紙袋（賞状入）	0.60	0.20	0.48	1				0.06			
		通信機	0.21	0.15	0.07	1						0.002	
		トロフィー	0.08	0.08	0.50	2						0.01	
		トロフィー	0.07	0.07	0.40	3						0.01	
		楯	0.24	0.08	0.24	1						0.005	
		楯	0.18	0.05	0.09	2						0.002	
		楯	0.20	0.06	0.16	1						0.002	
		火消しフック棒	1.90	0.16	0.03	1						0.01	

リサイクル額表						2024年4月(一)家電製品協会
品名	L	W	D	個	区分	リサイクル料金(円)
液晶テレビ15型	0.39	0.37	0.11	1	小	3,100(税抜き2,819)

 一級建築士事務所 高橋設計 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狭山市堀兼764-4	設計年月日 2024.08	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 A-13
		図面名 備品処分表	
		縮尺 ー	

凡例

キャスターゲート (W3.6m×H2.0m施)

仮囲い (ガードフェンスH=1.8m)
※西側のみ鋼製仮囲いH=3.0m (12.0m)

年末年始等イベント時 仮設物盛替え

仮設鉄板敷22mm (1～7番はシート敷砕石100敷込み)

枠組み本足場W600 (手摺先行方式)
防音シート張り

枠組み本足場足場W900 (手摺先行方式)
防音シート張り

単管抱き足場 防音シート張り

外部落下防止養生 朝顔

パイロン (コーンベット、コーンバー共)

矢印板

交通誘導員 (場所・人車通行時適宜)

電線防護管

・工事案内板を道路に設置し、注意喚起をすること。(工事場所手前50m及び150m)

・架空ケーブルに防護管をリースの上、各事業者に設置依頼をする事。
東京電力電力用：35φ防護管2.5m×10本

尚、東京電力の申請者は、狭山市から請負者に変更手続きを行う事。
また、防護管等取り付取外しは、事業者委託すること。

参考仮囲い詳細図

総合仮設計画図 S=1：100

			設計年月日 2024.8	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 A-14
				図面名 総合仮設計画図	
				縮尺 A2=1/100 ・ A3=1/141	

[illegible]

12

金属電線管の
塗装

13

鍵

14

地中電線路

15

回路の種別
先行の表示

16

電線の接続

17

電線管の接続

18

接地工事

19

建設発生土の
処理

20

再生砂・再生砕石
再生砂・再生砕石使用

21

耐震施工

22

あと施工アンカー

23

はつり及びあと
施工アンカー打設

24

改修部分の足場

25

墜落制止用器具
(フルハーネス型)

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で熔融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
ただし、見えかき部の塗装については監督員の指示による。

壁等の鍵は、既存壁及び別塗工事の鍵との整合を被り図るものとする。

(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。

敷き均し土	管 種 別
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性強化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)

(2) 地中電線路には、ケーブル埋設槽及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。

(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、先行の表示を行う。

湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚膜電線管の接続は、防水処置を施したねじし工法としてもよい。

漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、湿触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／赤等で区別する。

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、・使用できない。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり11俵体の六面クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
(1) 設計用水平地震力
機器の重量[kgf]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度					
設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤 ・発電装置 (防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4層とする。
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場
(2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省基本第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」で、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の手すり据置方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うものとする。

※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号) による
・使用を要しない

(2) アスベスト事前調査結果の報告

項 目	特 記 事 項
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄さう消防署と打合せの上、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合配線の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2. 4 取付高さ

壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	県営住宅
スイッチ (一般)	床上~中心	1,300	1,200
" (身体障害者用)	"	1,100	1,000
" (人感センサー切換用)	"	2,000	2,000
コンセント、電話用770トレント、直列ユニット (一般)	"	300	400
" (和室)	"	150	200
" (台所)	台上~中心	150	500
"	床下~中心	500	500
防水型コンセント	"	(上端1,900以下) 1,500	(上端1,900以下) 1,500
分電盤、制御盤、開閉器箱	"	900	900
呼出ボタン (身体障害者用)	"	1,800	1,800
復帰ボタン (")	"	2,000	2,000
廊下表示灯 (")	"	(上端1,900以下) 1,500	2,000
端子盤	"		2,000

3 その他

3.1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。

3.2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。

3.3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、埼玉興業電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関する必要事項を定めるものである。

第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥（油を含む汚泥） m³
- ・中間処理施設 市内（地）内（格）
- ・処理方法
- ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理し濁水又は溶融を含む）
- ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理し濁水又は溶融を含む）

第3条 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行ながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

第5条 受注者は、汚泥の中間処理の許可を受けている業者と産業廃棄物処理委託契約を締結しなければならないものとする。

第6条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

第7条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理系（以下「マフキャスト」という。）により管理するものとする。

第8条 受注者は、施工計画において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付するものとする。

第9条 受注者は、工事検査時にマフキャスト原簿を提示する場合を除き、原則として設計変更の対象とならないものとする。

第10条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

第11条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるように必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日付国土交通省住宅局建築指導課）による。

第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。

第1 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。

第2 発注者とは、本工事の発注者をいう。

第3 受注者とは、本工事の受注者をいう。

第4 製造者とは、昇降機の製造者をいう。

第5 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。

第6 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。

第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。

第1 製造者は、製造した昇降機の部品等、昇降機の引取から起算して耐用年数を勘案して適切な期間に供給すること。

第2 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。

第3 製造者は、保守点検受注者からの依頼に申し応ずること。

第4 受注者は、製造者に対して、前各号の規定を遵守するよう要請すること。

第4条 この特記仕様書に定めるしない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

工事範囲の主な既設機器メーカー

機器名称	既設機器メーカー名

官公庁等打ち合わせ機関

建築： _____

昇降機： _____

施設管理者： _____

電力会社： _____

電話会社： _____

ケーブルテレビ会社： _____

消防本部： _____

- 1 アスベスト処理工事
一般共通事項
- 2 アスベスト含有分析
調査
- 3 アスベスト粉じん
濃度測定

留意事項

1 本工事は、アスベスト含有のおそれのある吹付け材、保温材又はダクトパッキン等を撤去する工事が含まれる場合に適用する。設備改修に伴う、アスベスト含有材への開口などの小規模改修工事は本仕様書に準じて行うものとする。

2 アスベスト処理を所管する行政庁の指導がある場合は、それによるものとし、監督員に報告し協議する。

3 この工事においては、図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下「改修標準」という）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月 厚生労働省・環境省）による。

分析によるアスベスト含有建材の調査 [9.1.1]

・ 行う（下表による）

材 料 名	調査方法（1 材料あたりの試料数：3サンプル）
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析
	※ 定性分析 ・ 定量分析

採取箇所 ※ 図示

分析対象

※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）

調査方法・分析方法

※ JIS A 1481 規格群（1481-1,2,3,4）「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠する。

分析結果については、監督員に提出すること。

アスベスト粉じん濃度測定 [9.1.1]

・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所 ※ 図示

適 用			測定名称	測定時期	測定場所	測定点数 (各処理作業室ごと)	備考
レベル1	レベル2	レベル3					
○	○	・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	※各2点 ・ 各3点	
○	○	・	測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	4 方向各1点	
・	・	・	測定 3		処理作業室内	各2点	
○	・	・	測定 4	処理作業中	セキュリティゾーン入口	各1点	空気の流れを確認
○	・	・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各1点	除じん装置の性能確認
○	○	・	測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	4 方向各1点	
○	○	・	測定 7	処理作業後	処理作業室内	各2点（レベル3は1点）	
○	○	・	測定 8	（隔離シート撤去前）	施工区画周辺又は敷地境界	4 方向各1点	
・	・	・	測定 9	処理作業後	処理作業室内	各2点（レベル3は1点）	
・	・	・	測定 10	（シート撤去後1週間以降）	施工区画周辺又は敷地境界	4 方向各1点	

アスベスト粉じん濃度測定方法

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1:2006 空気中の繊維状粒子測定方法～第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」の「6.2 位相差・分散顕微鏡法」による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5
計数機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径（幅） 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さど直径比 3:1 以上の繊維状物質		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

報告書の作成（記録する項目）

ア 測定結果

イ 測定時間

ウ 測定位置（測定高さとともに図面上に記載）

エ サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ マウンティング方法

カ 顕微鏡視野面積、計数視野数

キ 測定時（各測定場所ごと）の天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

ク 周辺地形や捕集時の状況を撮影した写真

- 4 アスベスト含有吹付け材の撤去（レベル1）
- 5 アスベスト含有保温材等の撤去（レベル2）
- 6 アスベスト含有成形板類の撤去（レベル3）

アスベスト含有吹付け材の撤去 [9.1.3]

・ 行う 除去方法は9.1.3による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。

除去物及び汚染物質等

処理方法

※密閉処理（二重袋梱包）

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密閉処理を行う。

・セメント固化

処理を行う吹付けアスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

アスベスト含有保温材の撤去 [9.1.4]

・ 行う

作業上の隔離

・ 行う

・ 行わない

処理を行う保温材等アスベストの仕様

材 料 名	厚さ（mm）	処 理 を 行 う 範 囲
		※ 図示 ・

1 アスベスト含有成形板の撤去 [9.1.5]

・ 行う

処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材 料 名（製品名）	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・		※ 図示 ・
・		※ 図示 ・
		※ 図示 ・
		※ 図示 ・

2 非石綿部での切断による除去

・ 行う

処理を行うアスベスト含有物の仕様等

材 料 名	含有するアスベストの種類	処 理 を 行 う 範 囲
・設備機器ダクト接合部（石綿含有パッキン組込）		※ 図示 ○撤去範囲すべて
・石綿含有保温材付配管		※ 図示 ○撤去範囲すべて
・石綿含有配管フランジパッキン		※ 図示 ○撤去範囲すべて
		※ 図示 ・撤去範囲すべて

※なお、石綿含有保温材付配管については、飛散のおそれを考慮し、一部レベル2の対応を図るものとする。

＜参考＞石綿使用有無の事前調査フロー

（1）設計図書による調査
① 施工年による調査
② 使用建築材料による調査

可能性あり・不明

（2）現場目視による調査
目視調査（建材の確認）

可能性あり・不明

分析を実施しない場合

分析を実施する場合

（3）分析調査による判定
JIS A 1481-2「建設製品中のアスベスト含有率測定方法」など

石綿含有とみなす

石綿含有0.1%を超えていると判断

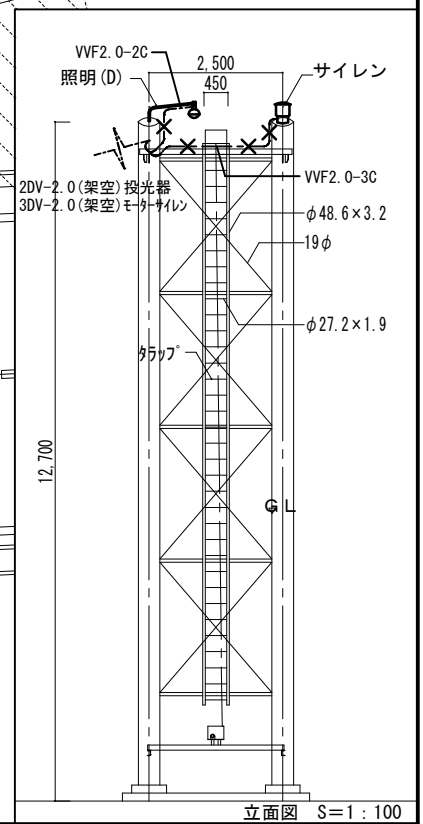
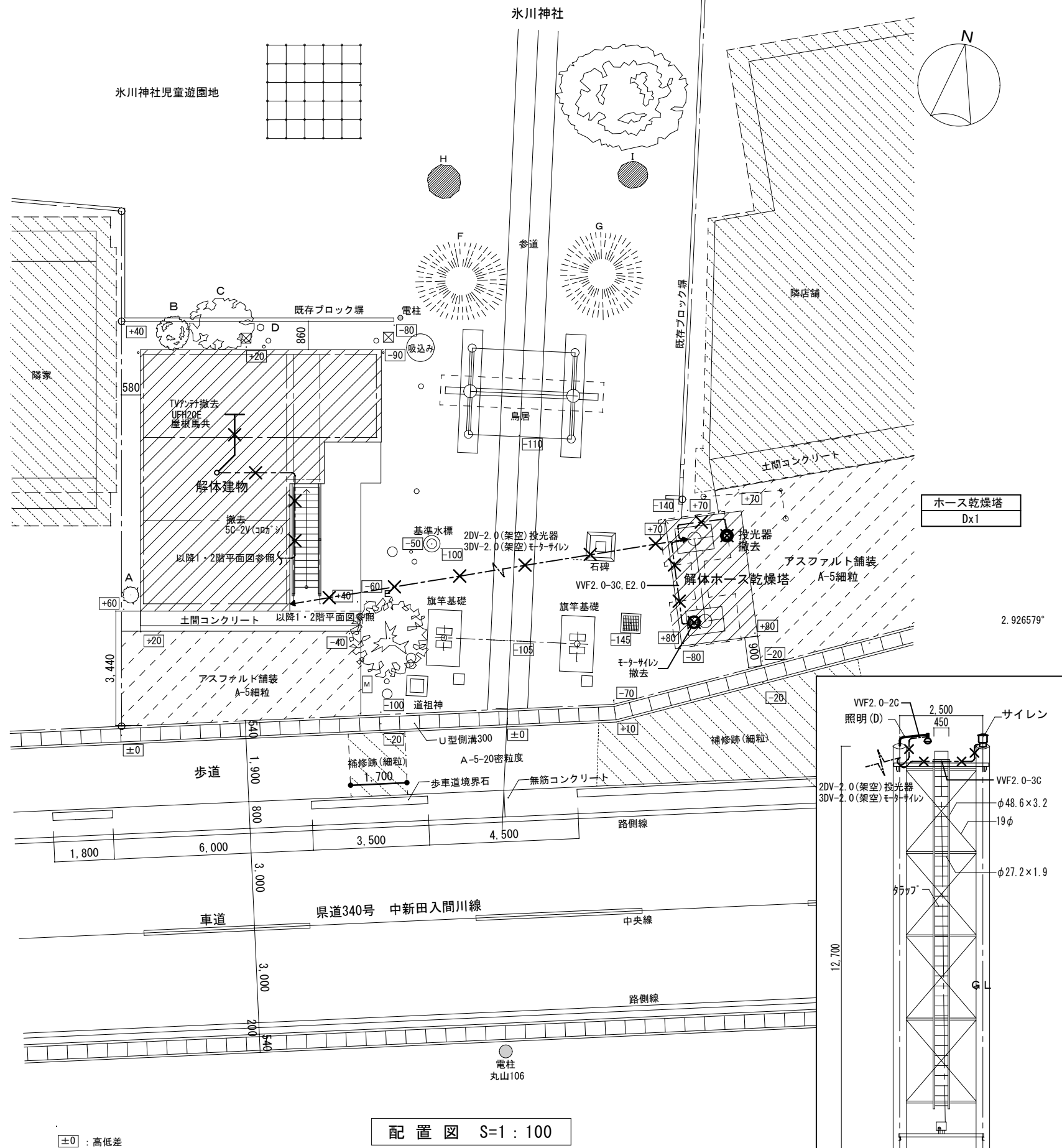
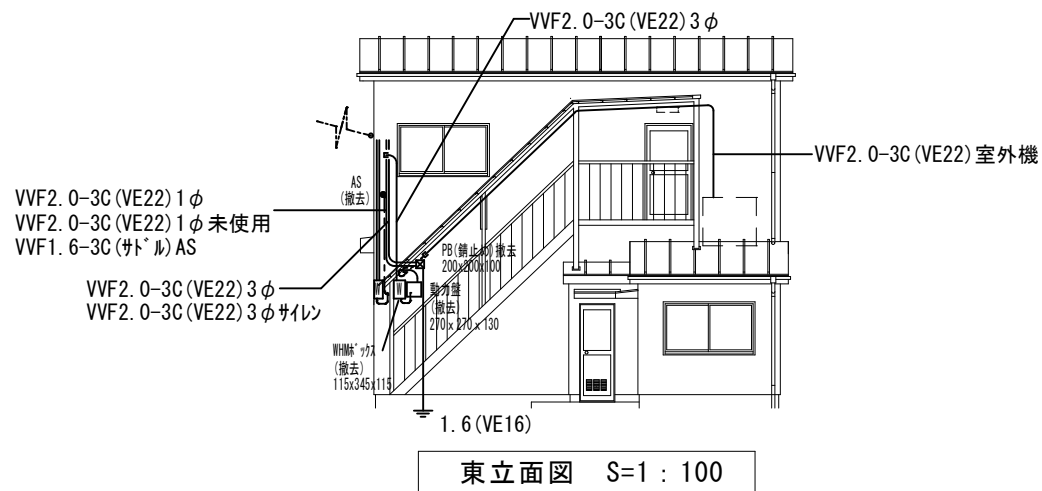
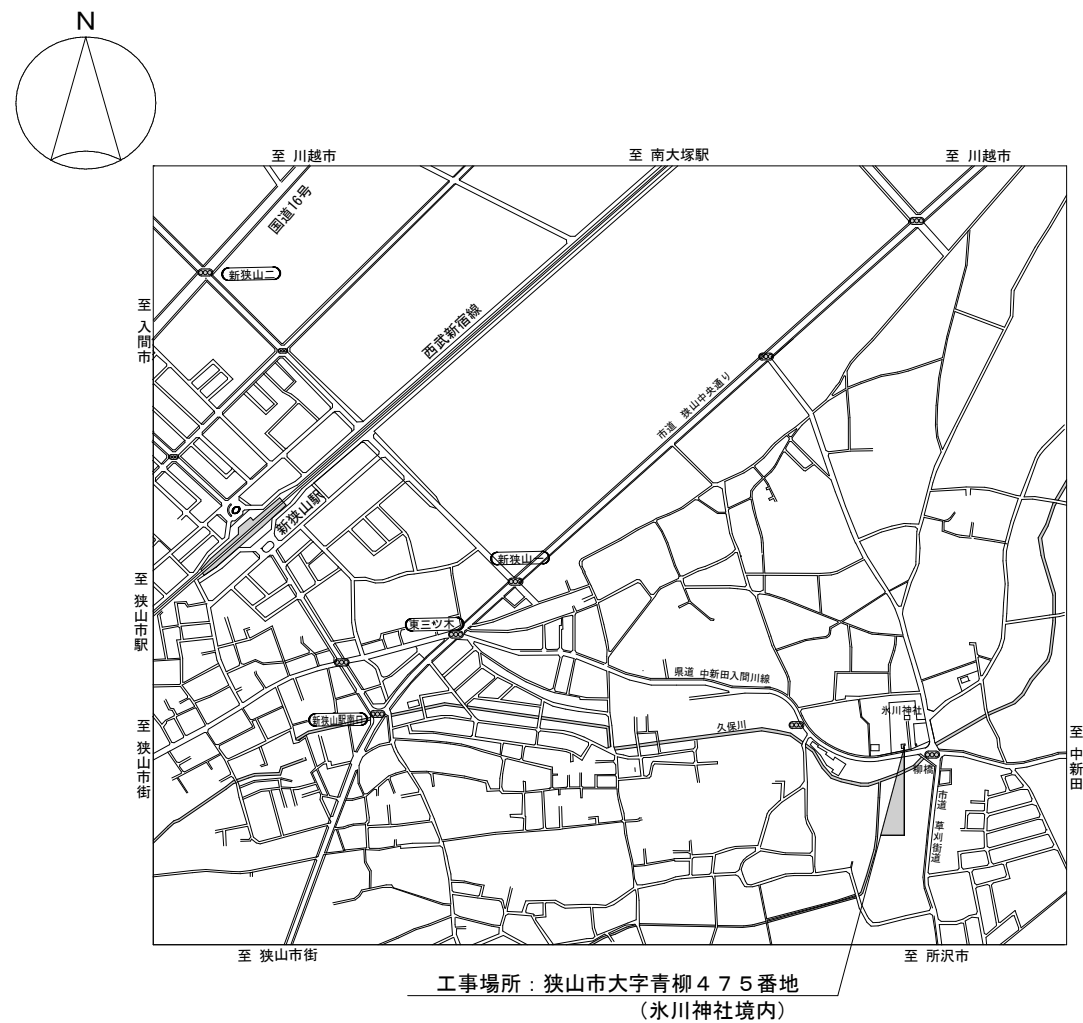
石綿含有0.1%以下と判断

可能性なし

可能性なし

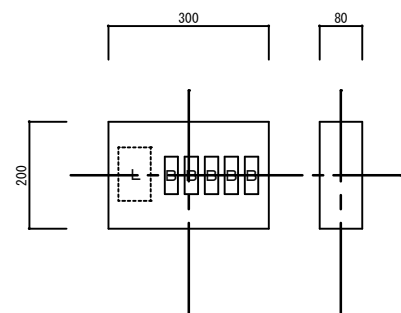
石綿使用あり・届出要件確認・届出

石綿使用なし



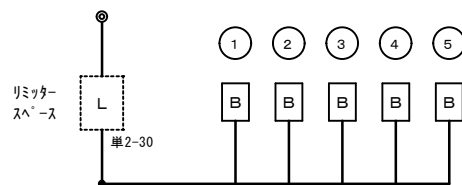
 一級建築士事務所 高橋設計 Takahashi Architecture Design 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狭山市堀兼764-4		設計年月日 2024. 8	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 E - 03
			図面名 案内図、配置図、立面図	
			縮 尺 A 2=1/100 ・ A 3=1/141	

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。

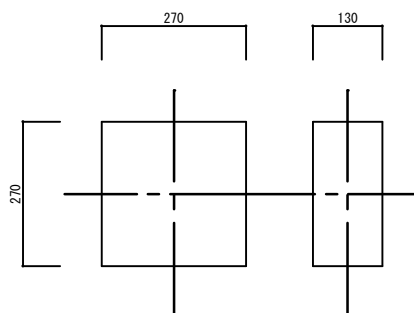


電灯分電盤参考姿図
樹脂製露出壁掛型

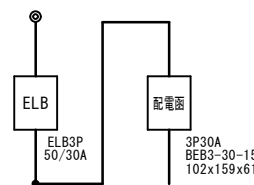
1Φ2W200/100V



電灯分電盤結線図
MCB 2P1E50A/20AT x 5



動力盤参考姿図
樹脂製露出壁掛型



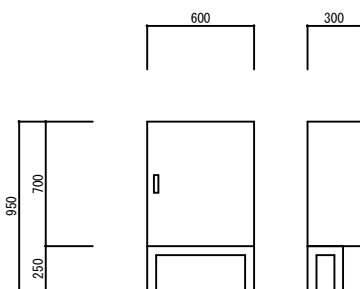
撤去記号凡例

- VVF1.6-2C(天井内)
- //--- VVF1.6-3C(天井内)
- //--- VVF1.6-3C(天井内)
- //--- VVF2.0-2C(天井内)
- タンブラースイッチ 1P15Ax1
- 3 タンブラースイッチ 3W15Ax1
- A 自動点滅器 AS3Ax1
- ⦿ コンセント 2P15Ax1
- ⦿ 2 コンセント 2P15Ax2
- ⦿ F 露出コンセント 2P15Ax1
- ⦿ 2F 露出コンセント 2P15Ax2
- ⦿ ジョイントボックス
- ⦿ 蛍光灯

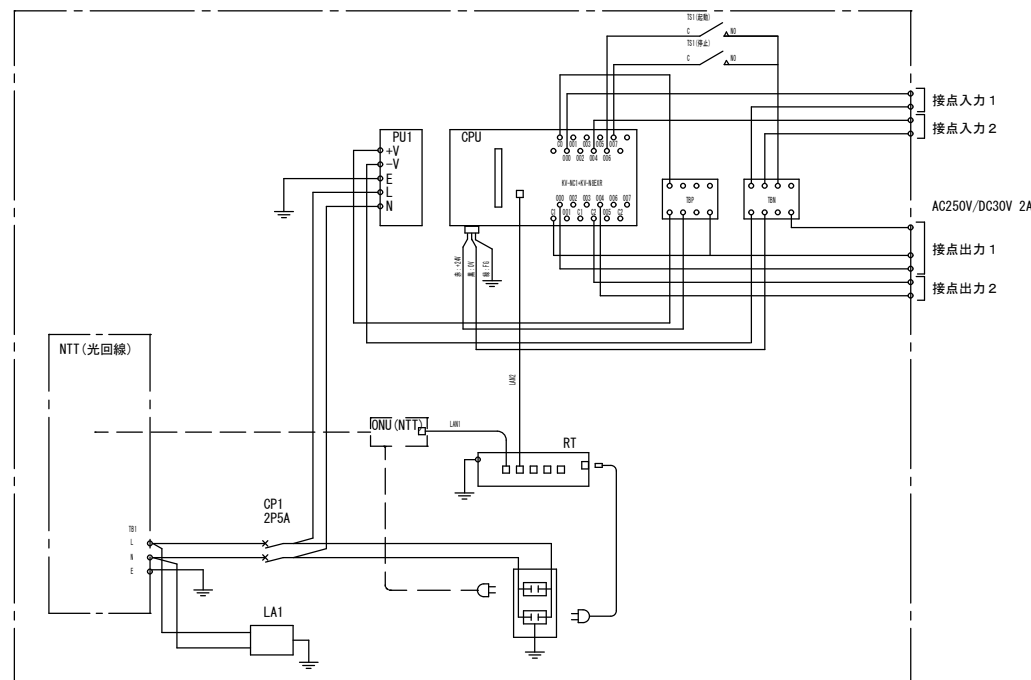
Ry リレーボックス
樹脂製壁掛
220x120x100

TB 端子盤
樹脂製壁掛
150x130x60

⑧ TV端子



サイレン遠隔監視制御装置外觀図
1/30



サイレン遠隔監視制御装置結線図

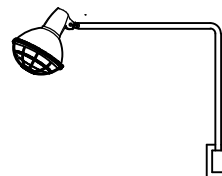
	一級建築士事務所
	高橋設計
	一級建築士 第124805号 高橋卓司
	埼玉県狭山市堀兼764-4

設計年月日	2024. 08

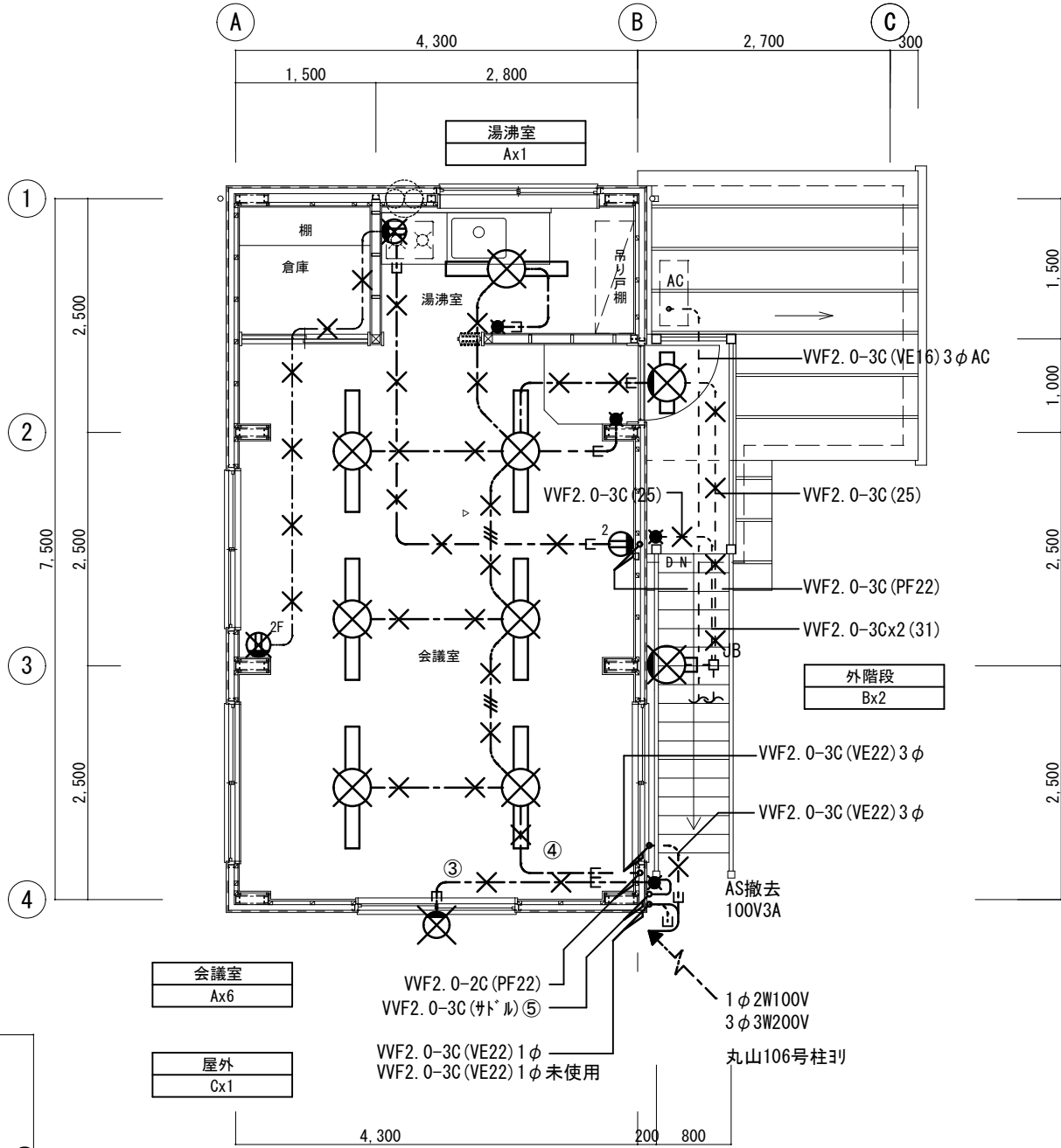
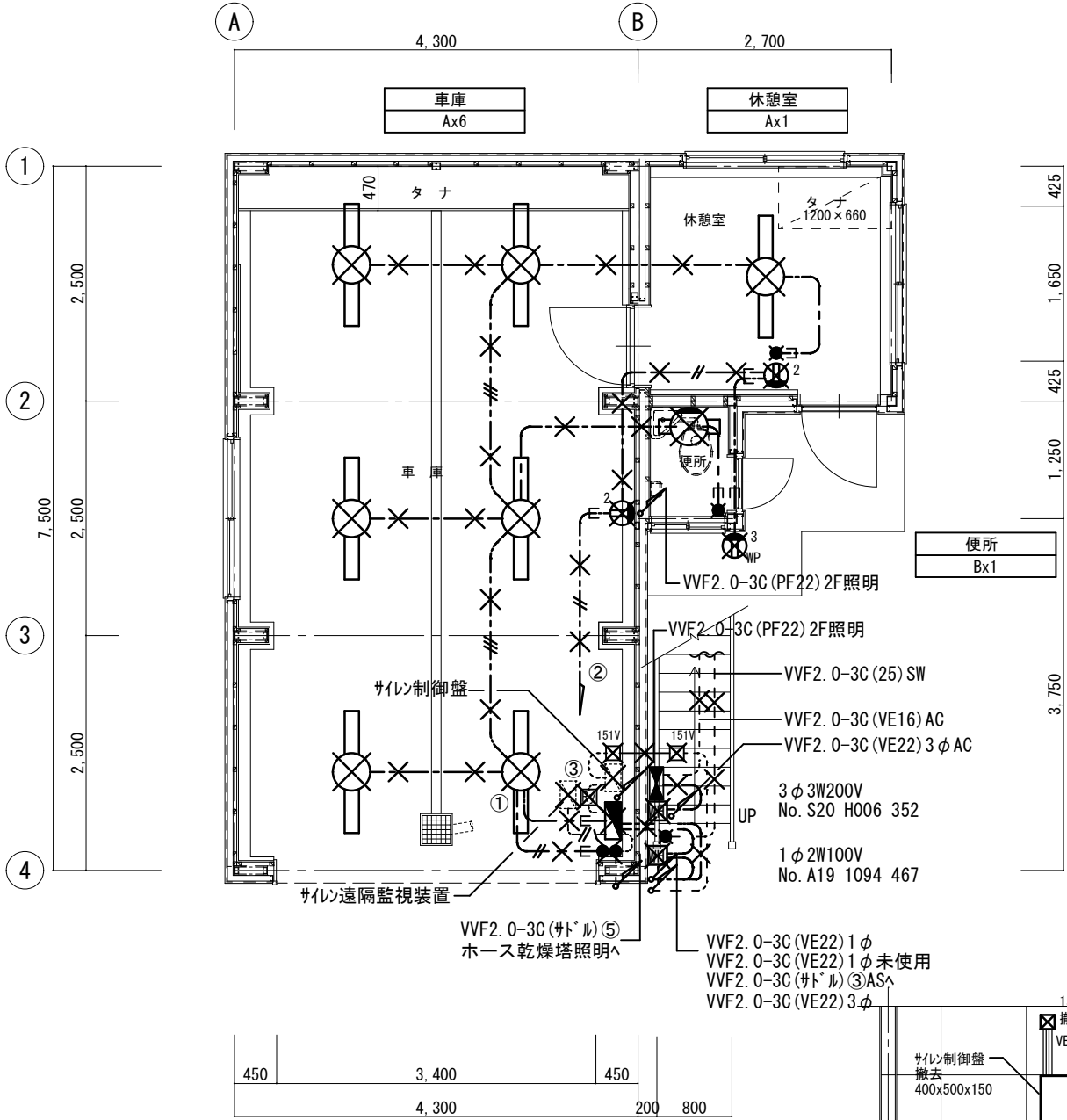
工事名	狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事
図面名	既設分電盤結線図
縮尺	A 2=NS ・ A 3=NS

図面番号	E-04
------	------

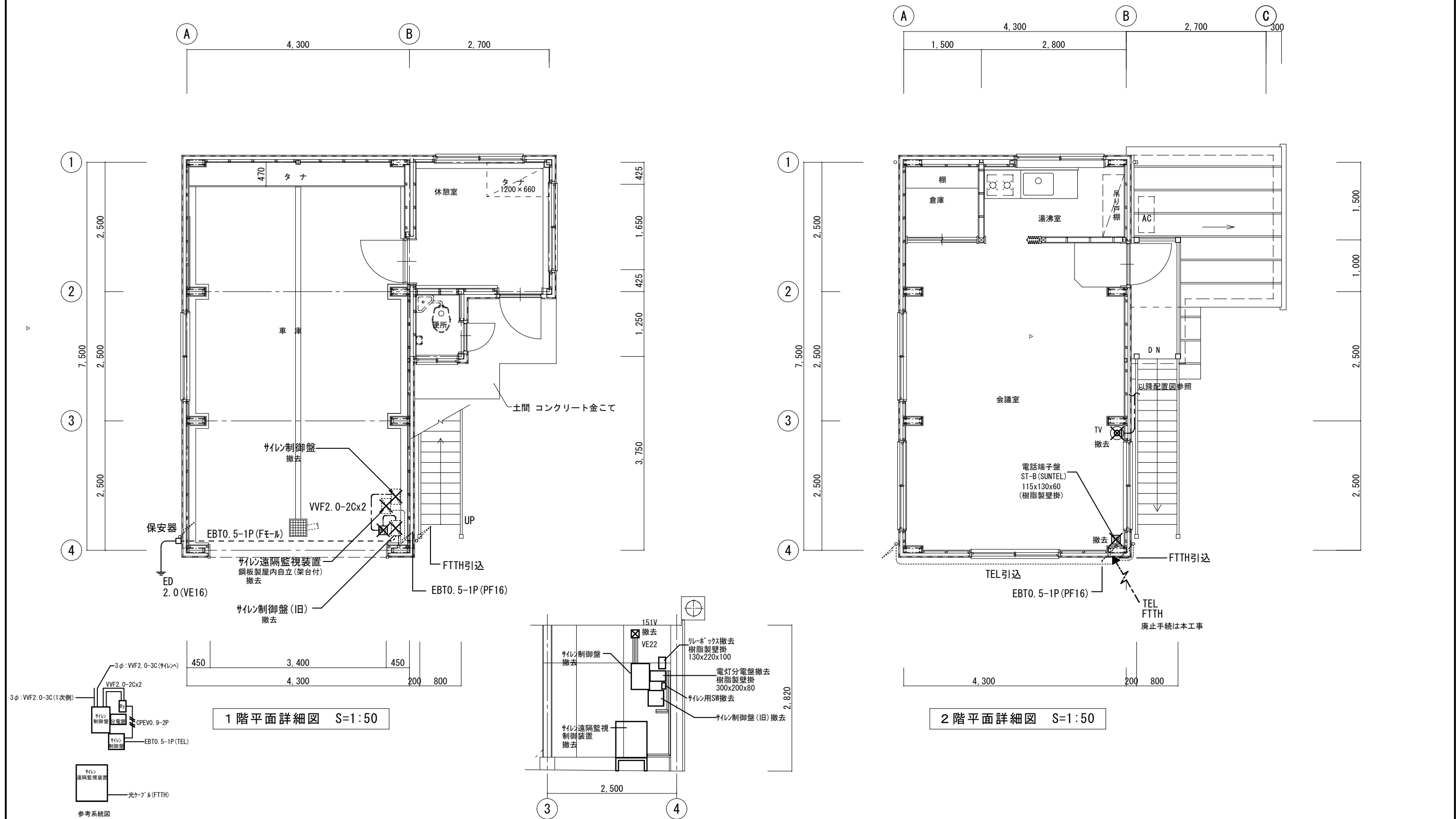
既設照明器具姿図（撤去）

A	FL40Wx1 FSS4-401	B	FL20Wx1 直付	C	IL60Wx1 直付	D	HF200Wx1 投光器
		7ヶ所撤去 		赤色灯  AS連動		 AS連動	

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



		 高橋設計 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狹山市堀兼764-4	設計年月日 2024.08	工事名 狹山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 E — 06
				図面名 弱電設備 1・2階平面図	
				縮尺 A 2=1:50 A 3=1:71	

[illegible]

項目		特記事項																																																									
1	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとす。 なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。																																																									
2	電気保安技術者	・ 置く ※置かない																																																									
③	施工条件	施工時間 ・ 行政機関の休日に関する法律（Ｓ６３第９１号）に定める行政機関の休日以外。 ※上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。																																																									
4	技能士の適用	・ 配管施工（配管工事） ・ 建築板金施工（風道製作及び取付け） ・ 熱熱線施工（保温工事） ・ 冷凍空調調和機器施工（冷凍空調機器の据付け）																																																									
5	機材の検査及び試験・施工の検査及び試験	検査及び試験を行う機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※効用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承認を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧臭、⑨色度、⑩濁度 および⑪残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 ただし上記の効用に供する場合の方法に使用ものとする。 試験、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、COD とする。																																																									
6	監督員事務所	本工事で ・ 設ける（規模） ※設けない																																																									
⑦	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署などへの必要届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																									
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																									
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことが ※できる ・ できない																																																									
⑩	足場・さんばし類	※別契約の関係請負者が定着したものは無償で使用できる。 ○本工事とする。																																																									
⑪	残土処分	埋め戻し後の建設残土は、 ※監督員が指示する構内の場所に散きならす。 ・ 横外搬出適切処理する。																																																									
⑫	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類																																																									
13	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1棟体の六穴クロム漏出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																									
⑭	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・ 別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（ ） （3）再生資源化を図るもの（ ） （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を出し、処理後は調書を提出すること。																																																									
15	容量等の表示	（1）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																									
16	配管	（1）地中埋設配管（排水管を除く） 1）地中埋設槽（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・ 不要 2）地中埋設槽（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・ 不要 3）埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・ 不要																																																									
17	耐震措置	設備機器の固定等は、すべて（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針2014年度）により行う。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 K _h 、及び設計鉛直震度 K _v 。（K _h 、/2）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 設計用水平震度																																																									
		<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><th rowspan="3">中間階</th><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>1.0</td></tr><tr><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><th rowspan="3">1階及び地下階</th><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td colspan="5">(1.5)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr></table>		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		上層階 屋上及び塔屋	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	中間階	(2.0)	(1.5)	(1.5)	1.0	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	1階及び地下階	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	(1.5)					(1.0)	(1.0)	(0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																																																										
	特定の施設		一般の施設																																																								
上層階 屋上及び塔屋	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																							
中間階	(2.0)	(1.5)	(1.5)	1.0																																																							
	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																							
1階及び地下階	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																							
	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																							
(1.5)					(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																				
(注)		（ ） 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階） 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。																																																									
		<table><tr><td>給水装置</td><td>排水装置</td><td>換気機器</td><td>空調機器</td><td>熱源機器</td></tr><tr><td>防災設備</td><td>監視制御設備</td><td>危険物貯蔵装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>火を使用する設備</td><td colspan="4">避難経路上に設置する機器</td></tr></table>		給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器	防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置			火を使用する設備	避難経路上に設置する機器																																												
給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器																																																							
防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置																																																									
火を使用する設備	避難経路上に設置する機器																																																										
17-1	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承認を受けるものとする。重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は（一社）日本建築業と施工アンカー協会資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属張系アンカーの場合は所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																									

●
一
般
共
通
事
項
特
記
事
項
(続
き)

18 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。
空気調和設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a 1 ・ (ハ) ・ VII
	機械室、書庫、倉庫	b ・ (ハ) ・ VII
	天井内、P S 内及び空腔壁中	c 2 ・ (ロ) ・ VII
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e 3 ・ (ハ) ・ VII
蒸 気 管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A 1 ・ (イ) ・ II
	機械室、書庫、倉庫	B ・ (イ) ・ II
	天井内、P S 内及び空腔壁中	C 2 ・ (ロ) ・ II
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D ・ (ロ) ・ II
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E 3 ・ (イ) ・ II
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A 1 ・ (ハ) ・ III
	機械室、書庫、倉庫	B ・ (ハ) ・ III
	天井内、P S 内及び空腔壁中	C 1 ・ (イ) ・ III
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D ・ (ハ) ・ III
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E 3 ・ (ハ) ・ III
温 水 管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A 1 ・ (イ) ・ I
	機械室、書庫、倉庫	B ・ (イ) ・ I
	天井内、P S 内及び空腔壁中	C 2 ・ (ロ) ・ I
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D ・ (ロ) ・ I
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E 3 ・ (イ) ・ I

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆管を使用し、外装は下記による。
 屋内露出部 ※保温化粧カバー (※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ鋼板製 ・ SUS製)
 屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・ SUSラッキング
 ・ 保温化粧カバー (※樹脂製 ・ 亜鉛メッキ鋼板製 ・ SUS製)
 2. 施工種別 B の材料及び施工順序 4、5 に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
 3. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材 ・ ロックウール保温材) とする。

ダクトの保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J 1 ・ (イ) ・ X I
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	I ・ (イ) ・ X I
	屋内隠ぺい、D S 内	I ・ (ロ) ・ X I
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない)	K 3 ・ (イ) ・ X I
円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O 1 ・ (イ) ・ X I
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N ・ (イ) ・ X I
	屋内隠ぺい、D S 内	N ・ (ロ) ・ X I
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない)	P 3 ・ (イ) ・ X I
消音内貼り	サブライチャンパー	M ・ (ロ) ・ IX
	消音チャンパー・消音エルボ	L ・ (ロ) ・ VIII

給排水衛生設備工事の保温の種別

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給 水 管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a 1 ・ (ハ) ・ VII
	機械室、書庫、倉庫	b ・ (ハ) ・ VII
	天井内	c 2 ・ (ロ) ・ VII
	P S 内及び空腔壁中	—
	県営住宅 P S 内	c 2 ・ (ハ) ・ VII
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	—
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e 3 ・ (ハ) ・ VII
排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c 2 ・ (ロ) ・ VII
	P S 内及び空腔壁中	—
	浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e 3 ・ (ハ) ・ VII
給 湯 管 (膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	a 1 ・ (イ) ・ I
	機械室、書庫、倉庫	b ・ (イ) ・ I
	天井内、P S 内及び空腔壁中	c 2 ・ (ロ) ・ I
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	d ・ (ロ) ・ I
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e 3 ・ (イ) ・ I

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
 2. 排水管の管径が耐火二層管、耐火 V P の場合は、保温を要しない。
 3. 施工種別 b の材料及び施工順序 3、4 に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
 4. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール ・ ロックウール) とする。
 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e 3 ・ (ハ) ・ VII とする。
 6. 便所内露出 S U S 管及び流し内露出 S U S 管は保温を要しない。
 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、
 原則として F ☆☆☆ とする。

19 防 凍 保 温

※屋外露出給水管 (呼び径 2 0 以下のみ) は、保温厚 5 0 m m の防凍保温を行うこと。
 ・ 図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は
 下記仕様により防凍保温を行う。
 ※保温仕様は保温厚さを呼び径 3 2 以下は 5 0 m m 、呼び径 4 0 以上は 4 0 m m とする。
 ・ 保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。
 下記の垂給メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
 ※機械室、書庫、倉庫
 下記の金属電線管は塗装を行う。
 ※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (※見えかきり部)
 表示なし電線は、6 0 0 V コマテリアルケーブルとする。
 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

20 塗 装

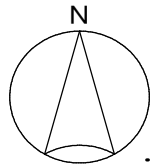
21 電 線

22 は つ り

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則として X 線撮影調査を
実施してからダイヤモンドカッターを使用すること。

23	管の埋設深さ	(1) 公道又は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両道路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承認を受ける。
25	絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物出入りする箇所付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
26	天井仕上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27	他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来ない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合せする。
28	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
29	保 険	受注者は工事事務物及び工事材料について契約工期末日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
30	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
31	工事実績情報の登録	請負代金が50万円以上のすべての工事について、受注時、変更時及び完成時に監督員の承認を受けた後、工事実績情報を登録し、登録結果を監督員に報告する。
32	そ の 他	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。県営住宅の完成図の提出部数は、A3版二つ折り5部とする。 三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治体等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
①	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
②	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※脚立足場 (2) 外部足場 ※A種(枠組足場) ・B種(単管本足場) ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
3	既存部分養生・既存家具等養生	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係請負業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・合板
4	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係請負業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管地下全面シート張り
⑥	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処理し、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・インサート系毎に引張試験を行った場合は、再使用できる。 ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品
8	あと施工アンカーの種別	金属張拉アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承認を受けるものとする。
⑨	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・フロン再生引き渡し ・未再生引き渡し 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
10	総 合 調 整	※全体再調整 ・改修部及び影響部のみ調整
11	既設基礎の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
⑬	そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、発注図の大きさを日本工業規格A2版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって騒音、粉塵飛散防止等近隣住居に配慮して作業を行うこと。

	 一級建築士事務所 高橋設計 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狭山市堀兼764-4	設計年月日 2024.08	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 M-01
			図面名 機械設備工事特記仕様書	
			縮尺	



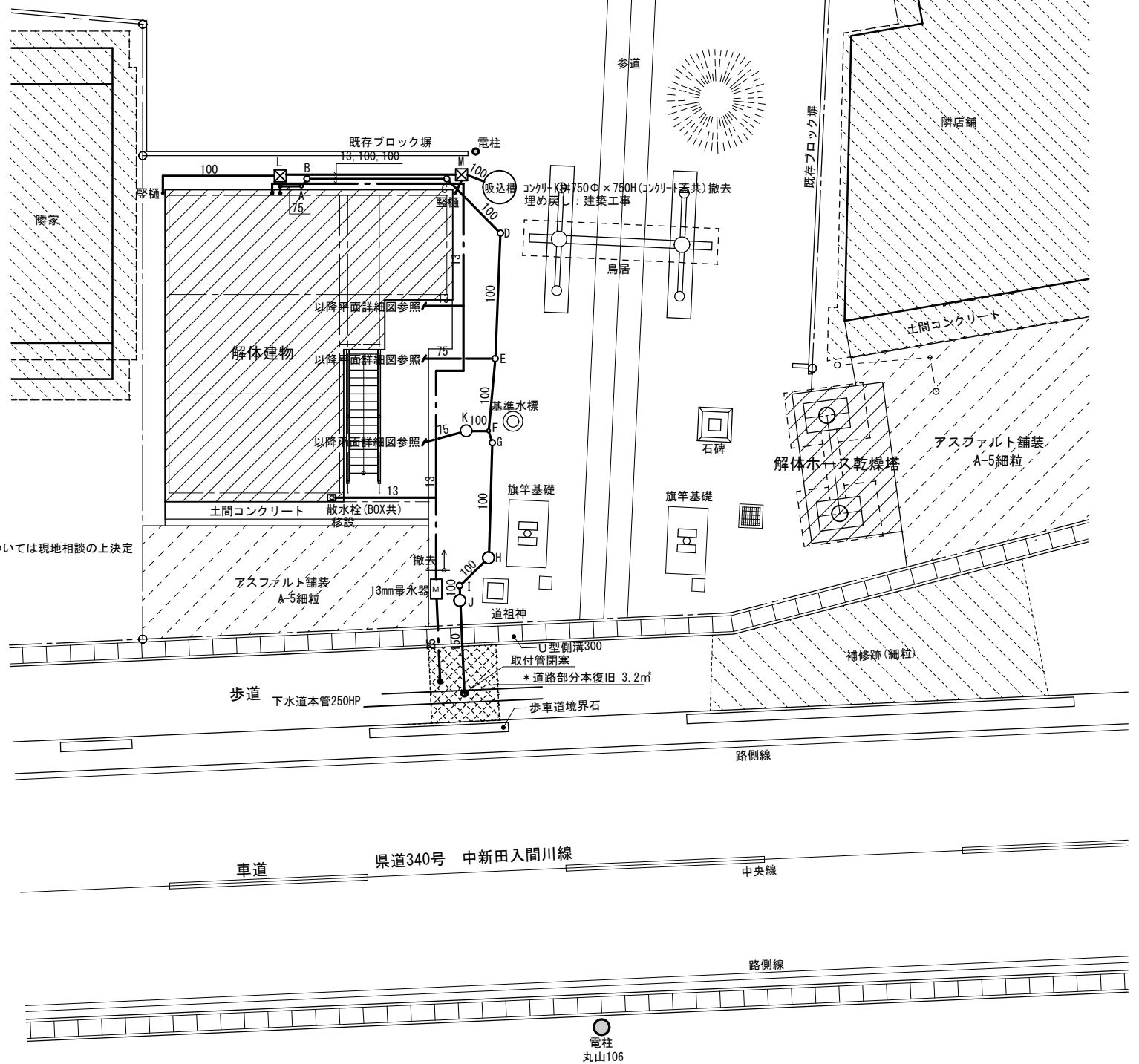
工事場所：狭山市大字青柳 4 7 5 番地
(氷川神社境内)

案内図 NS

樹リスト(撤去)

記号	サイズ	種類	蓋種類
A	75Φ×280H	樹脂製インバート樹	樹脂製
B	150Φ×300H	樹脂製トラフ樹	樹脂製
C	150Φ×330H	樹脂製インバート樹	樹脂製
D	150Φ×360H	樹脂製インバート樹	樹脂製
E	150Φ×400H	樹脂製インバート樹	樹脂製
F	100Φ×440H	樹脂製インバート樹	樹脂製
G	150Φ×450H	樹脂製インバート樹	樹脂製
H	150Φ×500H	樹脂製インバート樹	樹脂製
I	100Φ×520H	樹脂製インバート樹	樹脂製
J	200Φ×1000H	樹脂製インバート樹	樹脂製
K	300Φ×250H	樹脂製インバート樹	樹脂製
L	300 [□] ×300H	コンクリート製ため樹	コンクリート蓋
M	300 [□] ×500H	コンクリート製ため樹	コンクリート蓋

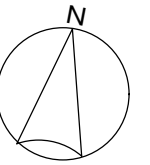
氷川神社児童遊園地



配置図 S=1 : 100

※図示の配管、機器を撤去する

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



一級建築士事務所
高橋設計
一級建築士 第124805号 高橋卓司
埼玉県狭山市堀兼764-4

設計年月日
2024. 8

工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事

図面名 案内図、配置図

縮尺 A2=1/100 ・ A3=1/141

図面番号

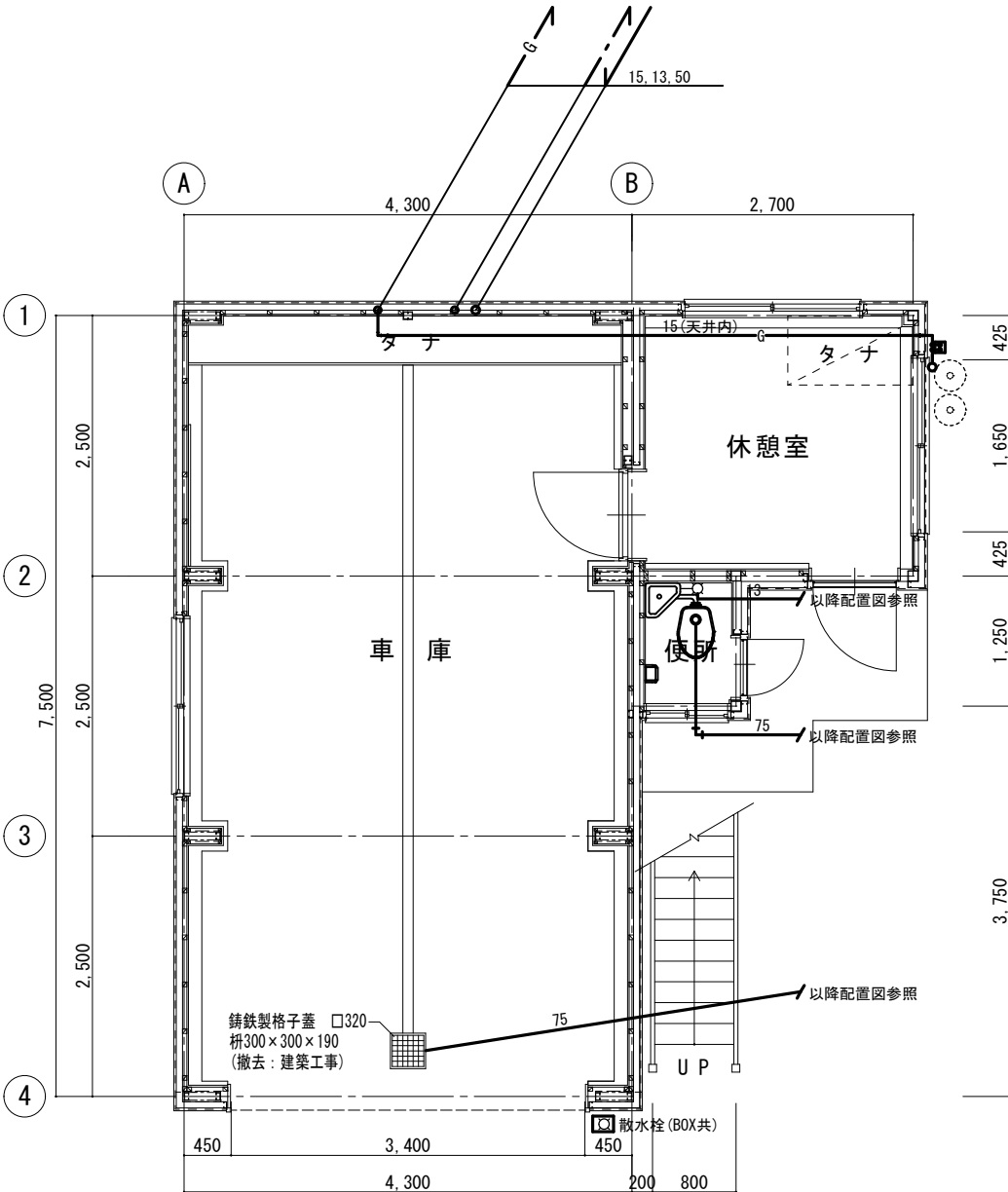
M-02

[illegible]

器 具 名	仕 様	湯 沸 室	便 所	屋 外	合 計
腰掛便器	ロータンク、紙巻器、付属品一式		1		1
横水栓	13φ	1			1
ガスコック	2口9.5φキューブコック	1			1
散水栓（再取付）	ボックス共			1	1

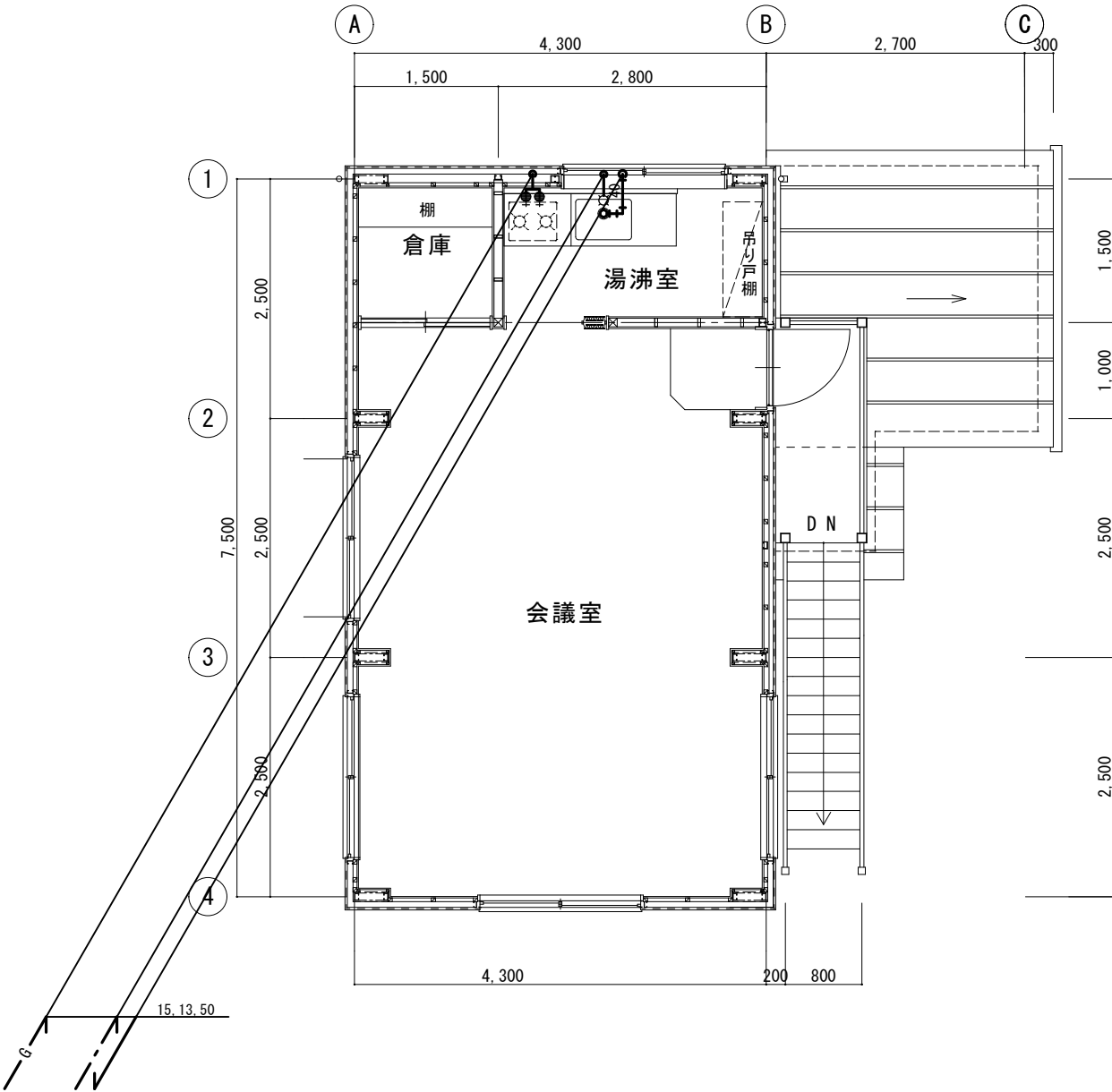
記 号	名 称	仕 様 ・ 能 力	数量	設 置 場 所
A C - 1	冷 房 機	型 式 壁 掛 形	1	会 議 室
		冷 房 能 力 : 2.5kw		
		冷 媒 管 : 6.4Φ (液)、12.7Φ (ガ ス) ドレン管 : 13Φ 電 圧 : 1相200V		
		リ モ コ ン ス イ ッ チ 共		
F E - 1	換 気 扇	型 式 壁 付 タイ プ 羽 根 径 : 2 0 c m	1	湯 沸 室
		ウ ェ ヅ ー カ バ ー 共		

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



1 階平面詳細図 S=1:50

※図示の配管、器具を撤去する

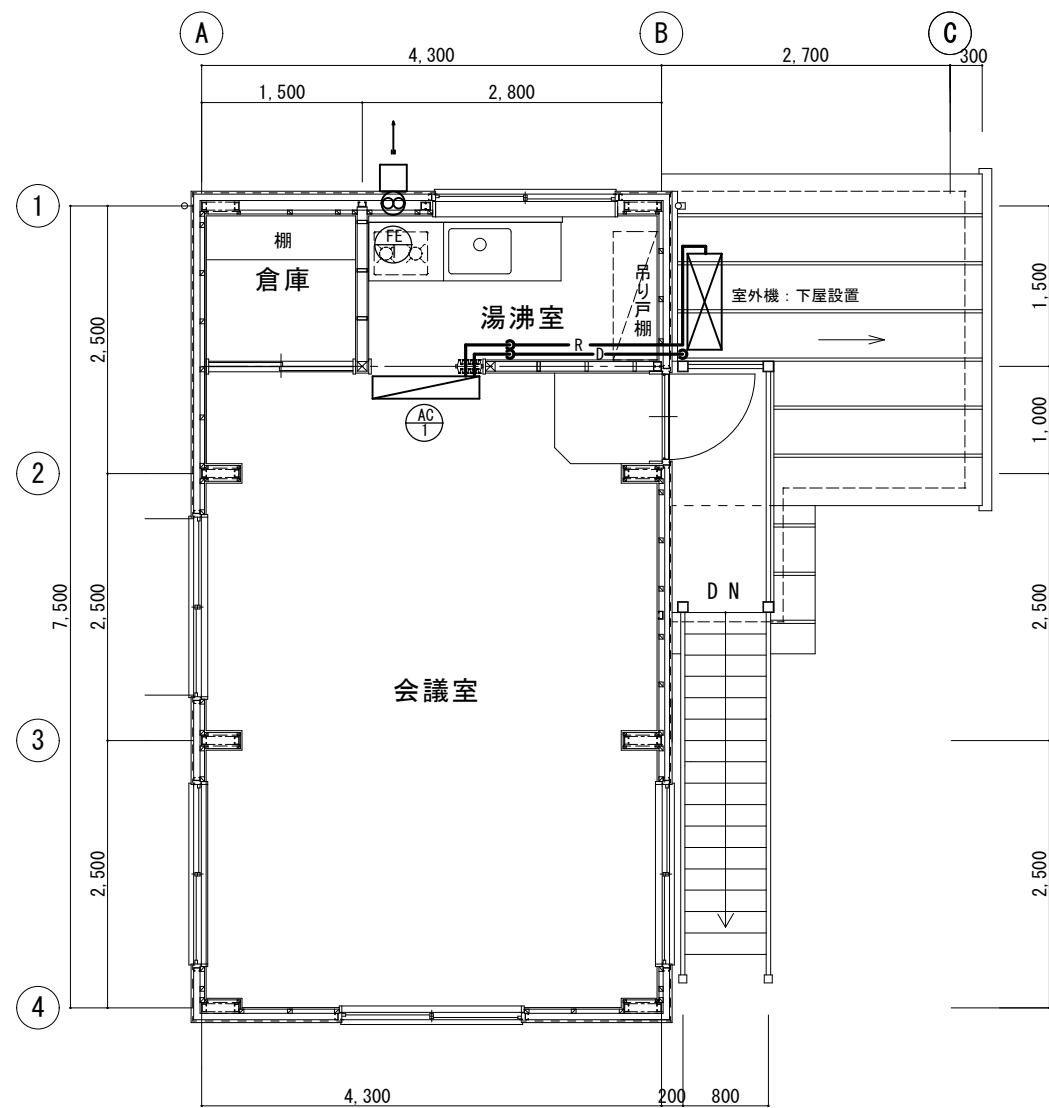


2階平面詳細図 S=1:50

※図示の配管、器具を撤去する

	 一級建築士事務所 高橋設計 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狭山市堀兼764-4	設計年月日 2024.08	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 M-04
			図面名 (給排水・ガス設備) 1・2階平面詳細図	
			縮尺 A2=1:50 ・ A3=1:71	

※現状と図面に差異がある場合は、現状を優先とする。



2 階平面詳細図 S=1:50

※図示の配管、機器を撤去する

	 Takahashi Architecture Design	一級建築士事務所 高橋設計 一級建築士 第124805号 高橋卓司 埼玉県狭山市堀兼764-4	設計年月日 2024.08	工事名 狭山市消防団第4分団第2部車庫解体工事	図面番号 M-05
				図面名 (空調・換気設備) 2階平面詳細図	
				縮尺 A2=1:50 ・ A3=1:71	